

津南町公共施設等総合管理計画 (改訂案)

平成 29 年 3 月策定

令和 6 年 月改訂

津南町

目次

公共施設等総合管理計画について.....	1
第1章 津南町の概要.....	3
1 町の概況.....	3
2 公共施設等の状況.....	4
3 人口動向.....	11
4 財政の現況と課題.....	12
5 更新費用の推計.....	16
6 歳入・歳出全体ベースでの財政推計.....	26
7 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み.....	29
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 ..	30
1 現状や課題に関する基本認識.....	30
2 計画の目的.....	31
3 計画期間.....	31
4 計画の構成について.....	31
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	31
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 ..	34
1 町民文化系施設.....	34
2 社会教育系施設.....	35
3 スポーツ・レクリエーション系施設.....	36
4 学校教育系施設.....	37
5 子育て支援施設.....	38
6 保健・福祉施設.....	39
7 行政系施設.....	40
8 公営住宅.....	41
9 公園.....	42
10 その他.....	43
11 道路.....	44
12 橋りょう.....	44
13 上水道（簡易水道）.....	44

14	下水道（農業集落排水施設を含む）	45
15	病院	45
第4章 フォローアップの実施方針		46
1	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	46
2	フォローアップの進め方について	46
3	町議会や町民との情報共有について	46
4	PDCA サイクルの推進方針	46

【公共施設等総合管理計画の記載にあたっての前提】

① 端数処理について

本計画で取り扱う数値は、金額は単位未満を切り捨て、延床面積等は単位未満を四捨五入の端数処理することを基本としています。このため、各数値の合計が表記される合計欄の数値と一致しない場合があります。

② 調査時点と年度表記について

本計画に掲載する数値は、令和4年度（令和5年3月31日に終了する事業年度）を基本としています。それ以外の時点の情報を利用する場合は、その旨を注記しています。

③ %（パーセント）表記について

「%（パーセント）」表記は小数第2位を四捨五入しているため、合計値が「100%」にならない場合があります。

④ 複合施設の計上について

複合施設は、それぞれの分類ごとに施設数を計上しているため、実際の施設数とは一致しません。

公共施設等総合管理計画について

1 公共施設等総合管理計画の策定の背景

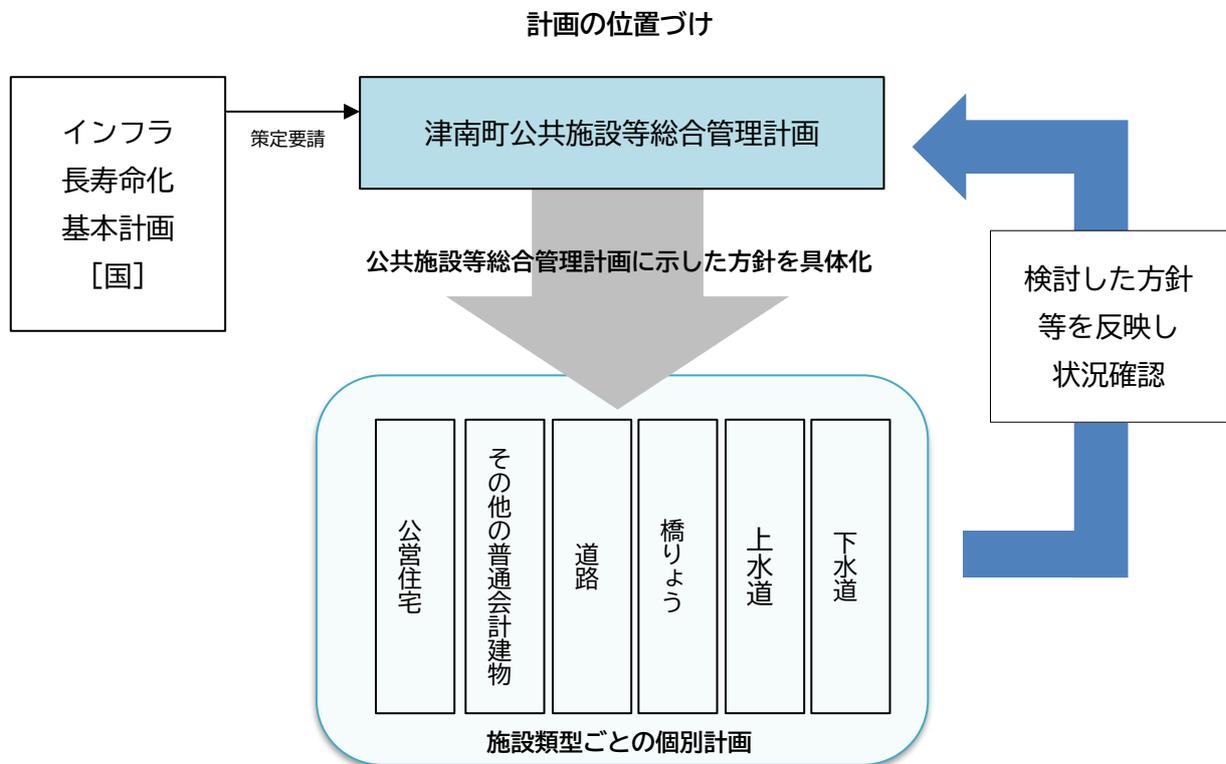
本町では、社会的ニーズに対応するため、昭和 50～60 年度を中心に多くの公共施設の整備を進めてきました。その結果、策定当時の平成 27（2015）年度末時点では建物数 106、面積で 129 千㎡に及び公共施設を有し、町民の皆さんにご利用いただいています。

しかしながら、この時期に整備された公共施設は既に相当な年月が経過しており、施設の老朽化を始め、人口構造や社会的ニーズの変化など多くの課題が出てきています。

今後、少子化・高齢化が進み人口構造が大きく変化し、財政状況の厳しさが増す中で、改築時期を迎える多くの施設にどのように対応していくのか、また、公共施設そのものをどうしていくべきなのか、検討しなければならない時期が来ています。

国においては、平成 25（2013）年 11 月 29 日、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」をとりまとめました。

今後は、国を始め、地方公共団体や民間企業等の様々な公共施設の管理者が一丸となって戦略的な維持管理・更新等に取り組むことにより、町民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を実現する必要があります。



※令和 4（2022）年度末時点で策定済みの個別施設計画（長寿命化計画）等を参照します。

2 公共施設等総合管理計画の目的

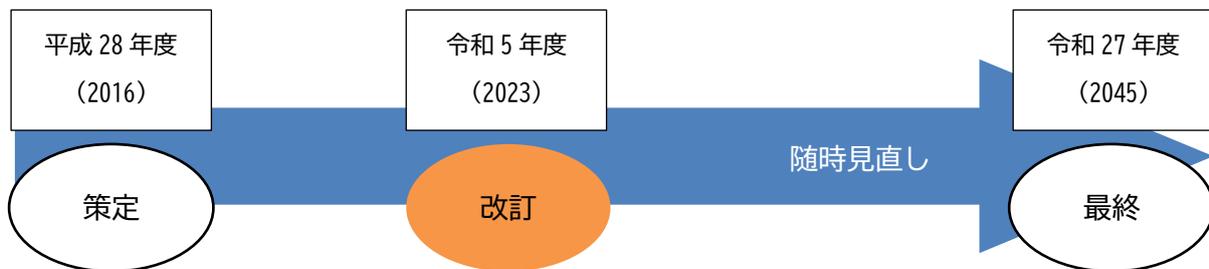
インフラ長寿命化基本計画に基づき、町が管理するあらゆる公共施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「津南町公共施設等総合管理計画」を策定します。

これに基づき、新設から撤去までの、いわゆるライフサイクルの延長のための対策という狭義の長寿命化の取組に留まらず、更新を含め、将来にわたって必要な公共施設の機能を発揮し続けるための取組を実行することにより、メンテナンスサイクルの構築と継続的な発展につなげ、資産全体の効用の最大化を図り、安心・安全で適切なサービスを提供することを目的とします。

本改訂は、令和4（2022）年度末時点で策定済みの個別施設計画（長寿命化計画）等を反映し内容を更新するものです。

3 計画期間

平成28年度（2016年度）から令和27年度（2045年度）までの30年間とします。



第1章 津南町の概要

1 町の概況

本町は新潟県の最南端にあつて、長野県と境を接しています。町の南西から北東に流れる信濃川と、これに合流する志久見川・中津川・清津川の河川に沿って、雄大な河岸段丘が形成されています。冬期間が長く、日本有数の豪雪地帯である一方、夏は北西の涼風に恵まれ、高原性のさわやかな気候が続きます。

本町一帯は、河岸段丘を利用して先史時代より人々が生活を営み文化を築いてきたことが伺われ、町の各地に縄文時代の遺跡が見受けられます。

明治34(1901)年の配置分合で外丸・上郷・芦ヶ崎・秋成・中深見・下船渡の6か村になり、昭和30(1955)年1月1日、町村合併促進法によりこの6か村が合併して津南町が誕生しました。その後昭和31(1956)年に本町の田代と旧中里村米原の境界変更をし、現在に至っています。

本計画では、下船渡地区、外丸地区、上郷地区、芦ヶ崎地区、秋成地区、中深見地区、の6つの地区に区分して、施設等の整理を行います。

2 公共施設等の状況

(1) 公共施設の概況

平成27(2015)年度末時点で本町が保有する公共施設は106施設、総延床面積129,239㎡でしたが、令和4(2022)年度末時点では施設数は111施設で5施設増、総延床面積が131,996㎡で2,757㎡増となります。

表1-1 対象施設の一覧

会計名	大分類	中分類	小分類	平成27年度		令和4年度		増減差分	
				施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)
普通会計	町民文化系施設	集会施設	コミュニティセンター	4	1,175	5	1,275	1	100
			公民館	1	1,476	1	1,476	0	0
		文化施設	文化会館	1	548	1	548	0	0
	社会教育系施設	図書館	図書館	1	156	1	156	0	0
		博物館等	博物館等	2	1,906	2	1,906	0	0
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	2	4,103	2	4,103	0	0
			プール	1	527	1	527	0	0
			屋外運動場	1	139	1	139	0	0
			その他スポーツ施設	1	1,515	1	1,515	0	0
		レクリエーション施設・観光施設	観光施設	1	30	1	30	0	0
	学校教育系施設	学校	小学校	8	21,798	7	21,116	-1	-682
			中学校	1	7,340	1	7,340	0	0
		その他教育施設	給食センター	1	492	1	492	0	0
			教員住宅	6	1,961	6	1,961	0	0
	子育て支援施設	幼保・こども園	保育所	9	4,845	7	3,797	-2	-1,048
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢者福祉施設等	2	1,343	2	1,343	0	0
		障害福祉施設	障害福祉施設等	-	-	1	236	0	0
		保健施設	保健所	1	520	1	520	0	0
	行政系施設	庁舎等	庁舎	1	4,464	1	4,464	0	0
		その他行政系施設	備蓄倉庫	1	245	1	245	0	0
			その他行政系施設	3	1,370	3	1,370	0	0
	公営住宅	公営住宅	町営住宅	5	7,146	4	7,313	-1	167
			子育て支援住宅	6	1,020	6	1,020	0	0
公園	公園	管理棟	1	86	1	86	0	0	
その他	その他	駐車場	5	1,129	5	1,129	0	0	
		その他	8	4,247	10	4,737	2	490	
		普通財産	33	59,658	38	63,152	5	3,494	
計				106	129,239	111	131,996	5	2,757

※対象施設一覧の大分類・中分類は、総務省更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠しました。

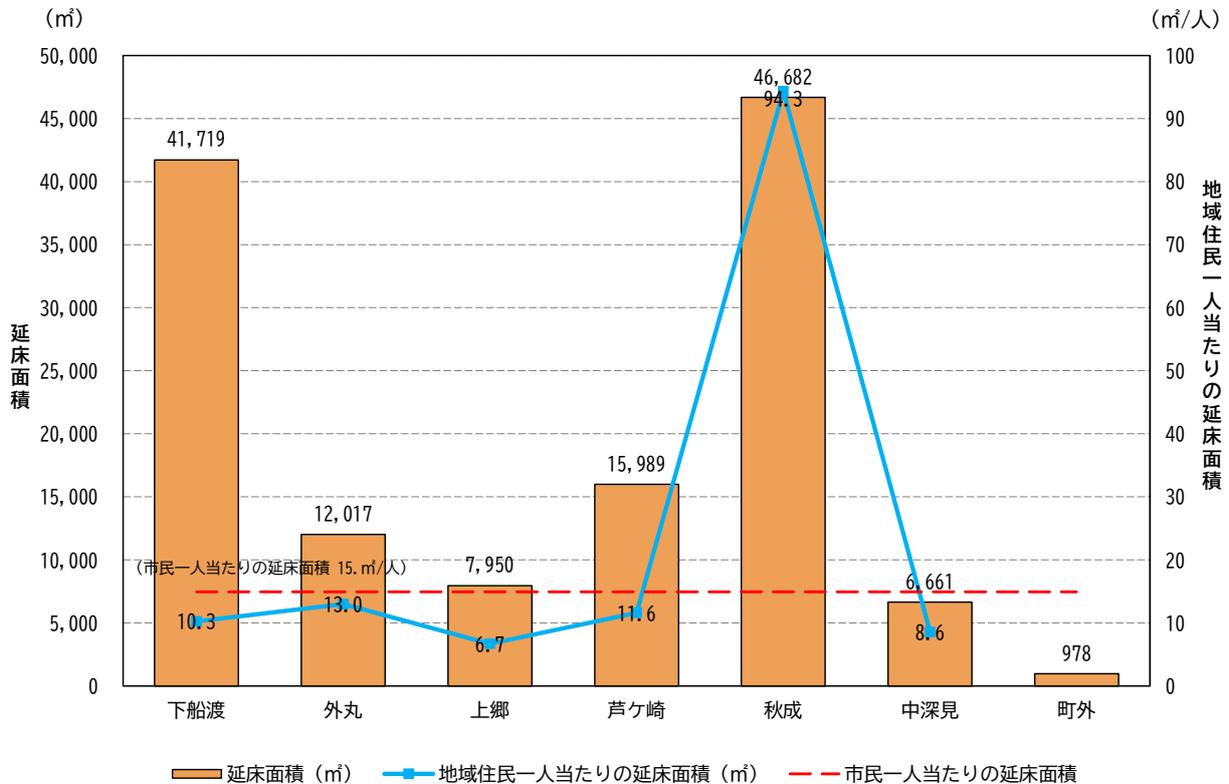
※小分類は、総務省更新費用試算ソフト内の施設名称例を参考に分類しました。

※複合施設の場合は、それぞれの分類ごとに施設数を計上しています。

※平成27年度の面積については、施設台帳整備を精査し、前計画の数値から変更しています。

(2) 普通会計公共施設の地域別の状況

図 1-1 地域別の延床面積と住民一人当たりの延床面積（令和4年度）



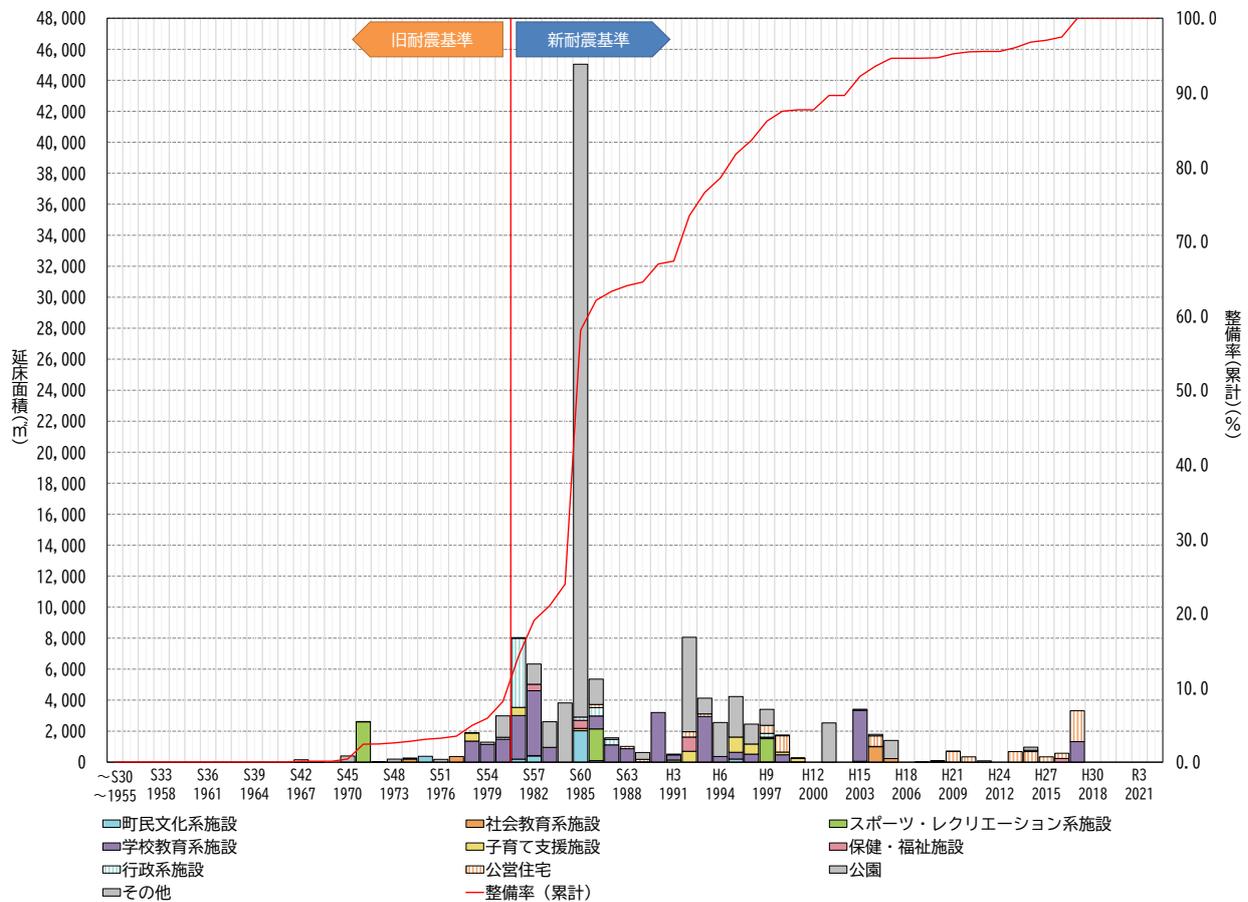
令和4（2022）年度時点の地域別延床面積で見ると、人口の46.1%を占める下船渡地区が41,719㎡（31.6%）、人口の5.6%を占める秋成地区が46,682㎡（35.4%）となっています。

地域住民一人当たりの延床面積では、人口が比較的少ない秋成地区で面積が大きく、上郷地区で面積が小さくなっています。秋成地区にはニュー・グリーンピア津南が含まれるため面積が大きくなっています。

地域別の傾向としては、平成27（2015）年度時点から大きな変化はありません。

(3) 普通会計公共施設の年度別の設置状況

図 1-2 大分類別の建築年度別延床面積の推移



本町の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、1980～90年代にかけて整備が集中しています。昭和60（1985）年度に大きく積みあがっている箇所の大部分はニュー・グリーンピア津南です。

旧耐震基準が適用されていた時期である昭和55（1980）年度以前に整備された施設は8.2%であり、旧耐震基準建物の割合は比較的少ないことがわかります。昭和55（1980）年度以前に整備された施設を大分類別に延床面積で見ると、スポーツ・レクリエーション系施設や学校教育系施設が多くを占めます。

平成2（1990）年度以前に建てられて建築から30年以上経過した施設が全体の7割近くあることから、安心・安全の観点から課題がある公共施設や老朽化が深刻な状況にある施設を適宜把握して、順次対策を行っていく必要があります。

(4) 公共施設のコスト状況

本書では、コスト状況を「コスト」「フルコスト」「ネットコスト」の概念を用いて分析しました。各種の意義は下記のとおりです。

用語	内容式	意味・用法
コスト	維持管理費+事業運営費	修繕費や光熱水費、人件費など施設の運営全般に要する費用。
フルコスト	コスト+減価償却費	建物の取得に要した費用（減価償却費）をコストに加えた費用。 施設の将来的な建替え更新なども見据えた費用全体を把握し、施設を維持する期間全体において必要な1年あたりの金額を把握します。
ネットコスト	フルコスト-収入	フルコストから収入を除いた費用。 減価償却費を含めた支出と収入の差額によって、長期的に財政負担が大きい施設の特定などに役立えます。

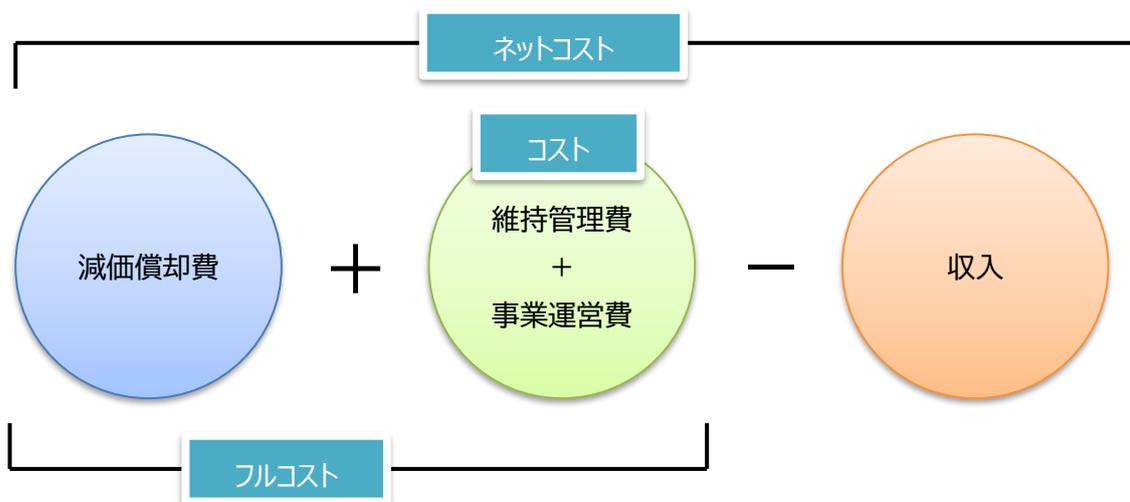


表 1-2 大分類別の施設コスト¹計算書（令和4年度）

（単位：百万円）

大分類	維持 管理費	事業 運営費	コスト	減価 償却費	フル コスト	収入	ネット コスト
町民文化系施設	15	27	42	0	42	0	41
社会教育系施設	27	124	152	2	154	0	154
スポーツ・ レクリエーション系施設	23	23	46	0	46	0	46
学校教育系施設	51	135	187	41	228	4	224
子育て支援施設	25	359	384	0	384	38	345
保健・福祉施設	7	19	26	5	32	1	31
行政系施設	12	0	13	0	14	0	14
公営住宅	0	0	0	5	5	27	-22
公園	6	0	7	0	7	0	7
その他	87	45	132	22	154	3	151
合計	258	736	994	77	1,072	73	1,000

※本表は、円単位で集計し単位未満で切り捨ての端数処理をしていますので合計が合わない場合があります。

令和4（2022）年度における公共施設全体のネットコストは1,000百万円です。

大分類別で見ると、フルコスト上位の子育て支援施設、学校教育系施設、社会教育系施設、その他施設のうち、子育て支援施設は収入38百万円あるため、実質的な負担額であるネットコストはフルコストよりも低くなっています。

平成28（2016）年度策定時に集計した平成27（2015）年度における全体のネットコストは524百万円であったため、全体的に施設に係る費用が増加しています。

（5）特別会計の施設

特別会計が有する公共施設は、簡易水道特別会計では配水池、加圧ポンプ等、下水道事業特別会計及び農業集落事業特別会計では汚水処理施設、中継ポンプ等を有しています。

（6）公営企業の施設

病院事業会計は、津南病院と医師住宅を有しています。

¹ 行政持ち出し分（行政コスト）に加え、指定管理者等の持ち出し分も含めた施設運営に係るコストを指します。

(7) インフラの状況

町が管理するインフラ（道路、橋りょう、上水道、下水道）の各総量は以下の通りです。

① 道路

[分類別（実延長と道路面積）]

種別	平成 27 年度		令和 4 年度		増減差分	
	実延長 (m)	面積 (㎡)	実延長 (m)	面積 (㎡)	実延長 (m)	面積 (㎡)
1 級町道	41,733	232,448	41,734	233,155	1	707
2 級町道	49,870	256,161	49,946	256,724	76	563
その他の町道	215,143	917,145	214,146	915,781	-997	-1,364
合計	306,746	1,405,754	305,825	1,405,660	-921	-94

道路の令和4年度の実延長合計は305,825m、総面積が1,405,660㎡です。

平成27年度から1級・2級町道が増加、その他町道が減少し、全体で延長924m、面積94㎡の減となっています。

② 橋りょう

単位	平成 27 年度	令和 4 年度	増減差分
総延長(m)	757	731	-26
総面積(㎡)	2,623	2,707	84

令和4年度の橋りょうは総延長731m、総面積2,707㎡を有しています。

平成27年度から総延長が26m減、総面積が84㎡増となっています。

③ 上水道

[管種別延長]

種別	平成 27 年度	令和 4 年度	増減差分
	延長 (m)	延長 (m)	延長 (m)
導水管	33,020	33,230	210
送水管	2,550	2,320	-230
配水管	98,450	102,130	3,680
合計	134,020	137,680	3,660

※平成 27 年度の延長については、固定資産台帳整備に伴い、前計画の数値から変更しています。

令和4年度の上水道管路は総延長137,680mを有しています。管種別に見ると、導水管が33,230m、送水管が2,320m、配水管が102,130mあります。

平成27年度から導水管・配水管が増加、送水管が減少し、全体で3,660mの増となっています。

④ 下水道

〔管径別延長〕

種別	平成 27 年度	令和 4 年度	増減差分
	延長 (m)	延長 (m)	延長 (m)
250mm未満	122,646	123,206	560
250～500mm未満	16,964	16,964	0
500～1000mm未満	1,062	1,062	0
合計	140,672	141,232	560

※平成 27 年度の延長については、施設台帳整備を精査し、前計画の数値から変更しています。

令和4年度の下水道管路は総延長141,232mを有しています。管径別に見ると、250mm未満が123,206m、250～500mm未満が16,964m、500～1000mm未満が1,062mあります。

平成27年度から250mm未満が増加し、全体で560mの増となっています。

3 人口動向

(1) 津南町全体の人口の推移と推計

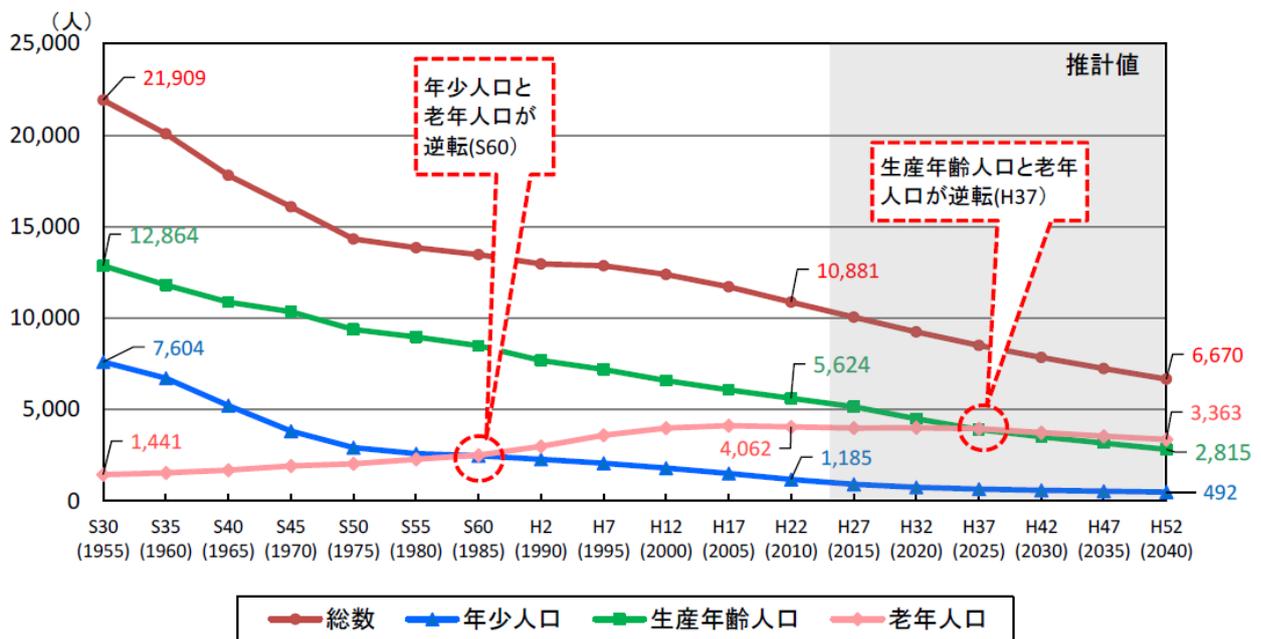
本町の人口は、昭和30（1955）年の21,909人をピークに減少を続けており、平成27（2015）年には10,029人となっております。国立社会保障・人口問題研究所が平成25（2013）年3月に公表した試算によると、令和22（2040）年の人口は6,670人と平成27（2015）年に比べて3,359人余り減少するとされています。

また、年齢区分別の人口構成割合をみると、年少人口（0～14歳）は、昭和35（1960）年に人口の33.5%を占めていましたが、平成27（2015）年には9.9%に減少しています。老年人口（65歳以上）は、昭和35（1960）年に人口の7.7%を占めていましたが、平成27（2015）年には39%に増加しています。国立社会保障・人口問題研究所の試算によると、令和22（2040）年には人口構成割合では年少人口は7.4%、老年人口は50.4%になると推計されています。

全国的に人口減少、少子高齢化が進んでいますが、本町においても同様の状況であることがわかります。

このように、本町においては、人口減少に伴う公共施設等の整理統合および少子高齢化に伴う町民ニーズに即した公共施設等の見直しが急務となっております。

図 1-3 本町全体の人口推移



※本頁の人口推移は、国勢調査²に基づく人口を用いて実施しています。他頁では住民基本台帳³を用いた人口を用いているため、本頁と他頁の総人口は一致しません。

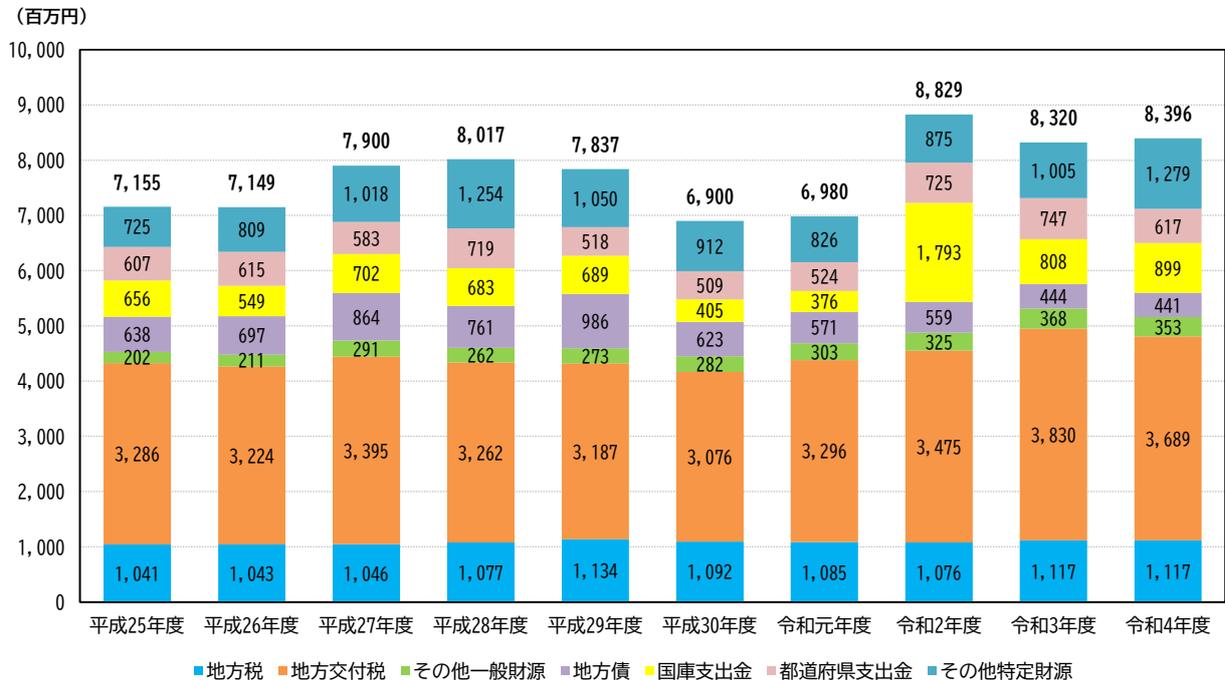
² 国勢調査とは、5年ごとに全ての人及び世帯を対象として実施される国の統計調査です。

³ 住民基本台帳とは、市町村が管理する住民票を世帯ごとに編成し作成する公簿です。

4 財政の現況と課題

(1) 歳入

図1-4 普通会計歳入の推移



本町の令和4（2022）年度の普通会計の歳入は83億円です。

その内訳は、地方交付税が36億円と最も多くおよそ5割を占め、次いで町税が11億円、その他特定財源の12億円となっています。歳入の推移をみると、コロナ禍前の令和元（2019）年度までは減少傾向にありました。

町税については、横ばいで推移しています。

地方交付税は、コロナ禍前の令和元（2019）年度までは32億円前後で推移していましたが、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度にかけて増加しています。

その他一般財源は、地方譲与税や地方特例交付金などが含まれており、増加傾向で推移しています。

町債は過疎対策事業債が多くを占めていますが、平成29（2017）年度をピークに減少傾向にあります。

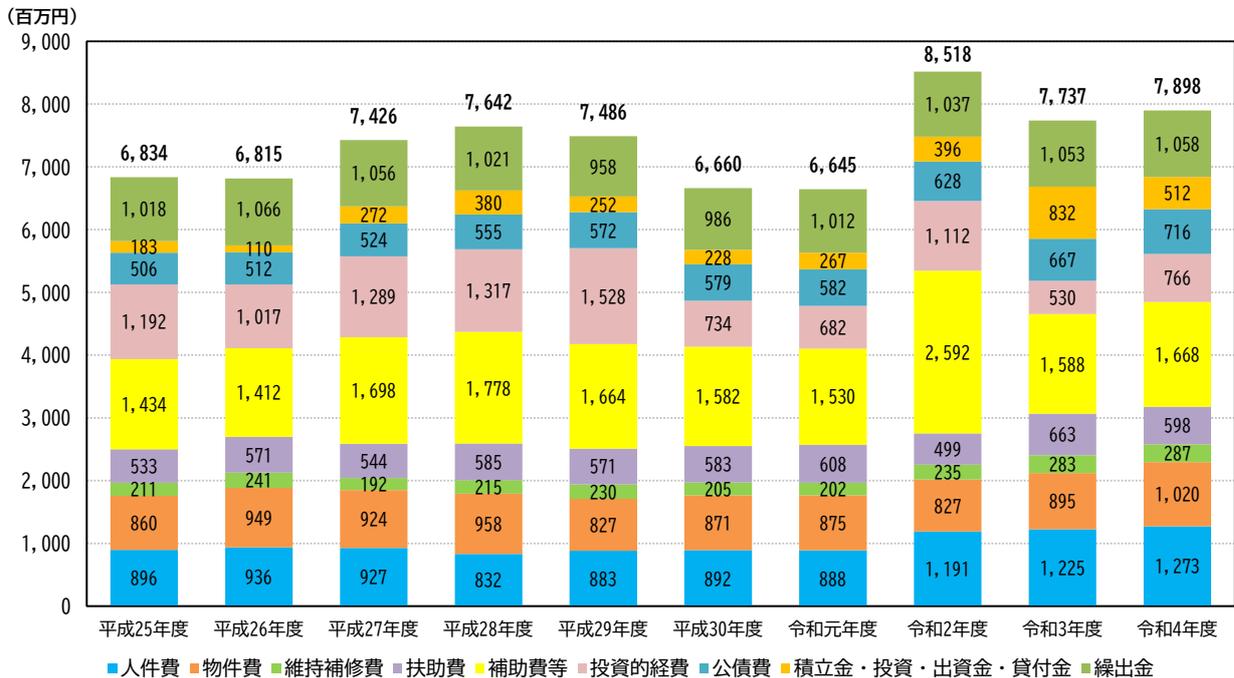
国庫支出金は、令和2（2020）年度においては特別定額給付金をはじめとする、新型コロナウイルス感染対策に伴い国庫支出金が大幅に増加しました。以降も感染症対策関係交付金等により、コロナ禍前よりも高い金額で推移しています。

都道府県支出金についても、同様に増加傾向にあります。

その他特定財源には、繰入金や寄附金などが含まれており、近年増加傾向にあります。

(2) 歳出

図 1-5 普通会計歳出の推移



本町の令和4（2022）年度の普通会計の歳出は78億円です。

その内訳は、補助費等が16億円で最も多くおよそ2割を占めており、次いで人件費が12億円、物件費と繰出金が10億円となっています。

歳出の推移をみると、義務的経費⁴のうち人件費は9億円前後で推移していましたが、会計年度任用職員制度への導入に伴い令和2（2020）年度から12億円前後まで増加しています。

同じく義務的経費である扶助費⁵は、国の施策や景気の動向により年々増加傾向にあります。

同じく義務的経費である公債費は、令和2（2020）年度以降増加しています。

投資的経費⁶は、平成30（2018）年度以降で減少傾向にあります。積立金・投資・出資金・貸付金は令和3（2021）年度に大きく増加しています。

繰出金については、ほぼ横ばいで推移しています。

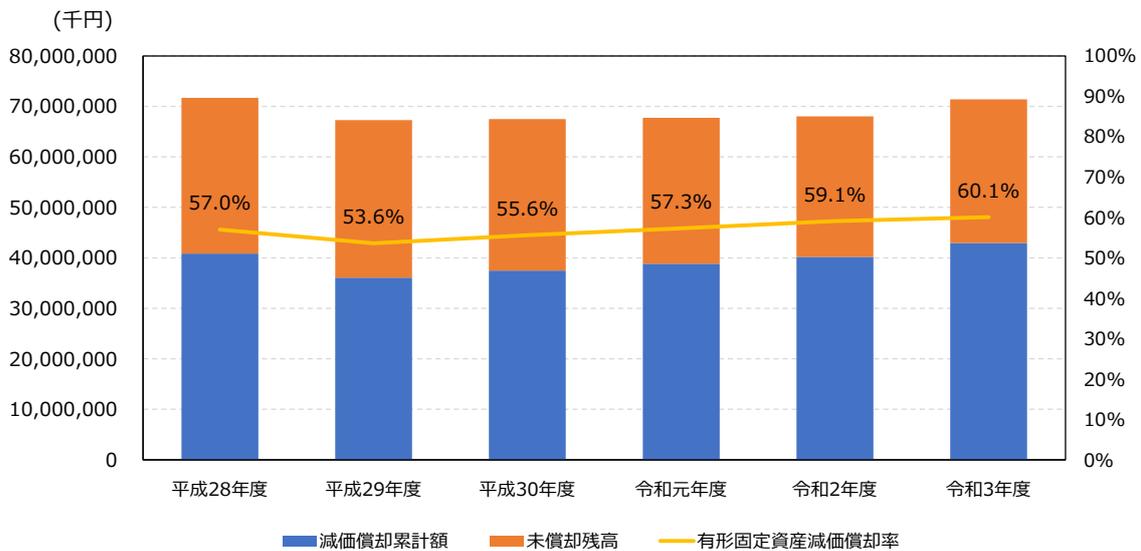
⁴ 義務的経費とは、その支出が法令などで義務づけられている経費であり、人件費、扶助費及び公債費のことを指します。

⁵ 扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のことです。

⁶ 投資的経費とは、その経費の支出の効果が単年度または短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるものです。

(3) 有形固定資産減価償却率⁷の推移

図 1-6 有形固定資産減価償却率の推移



有形固定資産減価償却率は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標です。

令和3(2021)年度の所有資産全体の有形固定資産(償却資産)額714億円のうち、減価償却累計額が429億円で、有形固定資産減価償却率は60.1%となっています。

⁷ 有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標です。ただし、全体の大まかな傾向を把握するのに有効ですが、この指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないため、比率が高いことが、直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではないことに留意が必要です。

図1-7 分類⁸別の有形固定資産減価償却率（令和3年度）と推移（平成28～令和3年度）



分類別に有形固定資産減価償却率の状況を見ると、令和3（2021）年度においては体育館・プール、一般廃棄物処理施設、庁舎で老朽化が進んでいる傾向にあると捉えることができます。

減価償却率の減少がみられる分類として、公営住宅は最も高かった令和2（2020）年度の62.2%から約4%、認定こども園・幼稚園・保育所は最も高かった令和2（2020）年度の63.9%から約7%減少しています。

特に80%を超える分類の施設について対策優先度を上げることも視野に入れ検討する必要があります。

⁸ 毎年行われている調査による分類となり、表1-1の用途分類とは異なります。

5 更新費用の推計

本町が保有する公共施設等について、施設等更新費用試算の考え方を示します。

本改訂においては「単純に更新した場合」と、「長寿命化を実施した場合」として更新費用試算額を整理します。それぞれの定義は次の通りです。

単純に更新した場合	町が保有するすべての公共施設に対して、耐用年数の 1/2 で大規模改修、耐用年数到来時に建替えると仮定した場合の試算額 ※平成 28（2016）年度策定当初の考え方
長寿命化を実施した場合	各個別施設計画におけるそれぞれの試算手法を用いて、統廃合や長寿命化を実施すると仮定した場合の試算額

【単純に更新した場合】

（1）更新費用推計の基本的な考え方

- ①本町が保有する普通会計建物、公営事業会計建物、インフラ資産について、今後 40 年間の将来の更新費用を試算しました。
- ②更新単価は、一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)⁹が提供している、「公共施設等更新費用試算ソフト」で採用されている単価を用い試算しました。
- ③あくまで推計値であるため、実際にかかる経費とは異なります。

（2）更新費用推計の前提条件（普通会計建物）

- ①建物の大分類ごとに、法定耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に下記の更新単価を乗じて試算します。
- ②建築から法定耐用年数の 1/2 の期間経過後に大規模改修、法定耐用年数経過後に建替えるとして推計を行います。
- ③大規模改修の修繕期間は 2 年、建替え期間は 3 年とします。
- ④平成 27（2015）年度時点で、既に更新の時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から法定耐用年数の 20%相当の期間に均等に割り当てます。

⁹ 一般財団法人地域総合整備財団[ふるさと財団]は、地方公共団体の公共施設マネジメントの導入について、さまざまな方法で支援している法人です。

【普通会計建物の分類別更新単価表】

会計区分	分類区分	建替単価	大規模改修単価
普通会計	町民文化系施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
	社会教育系施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設	36 万円/㎡	20 万円/㎡
	産業系施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
	学校教育系施設	33 万円/㎡	17 万円/㎡
	子育て支援施設	33 万円/㎡	17 万円/㎡
	保健・福祉施設	36 万円/㎡	20 万円/㎡
	医療施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
	行政系施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
	公営住宅	28 万円/㎡	17 万円/㎡
	公園	33 万円/㎡	17 万円/㎡
	供給処理施設	36 万円/㎡	20 万円/㎡
	その他	36 万円/㎡	20 万円/㎡

※建て替えに伴う解体費、仮移転費用、設計料等については含むものとします。

【構造・用途別の耐用年数表】

番号	用途名称	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
		鉄骨鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	鉄骨 コンクリート	無筋 コンクリート	コンクリート ブロック	れんが 造	プレストレス コンクリート	プレキャスト コンクリート	土蔵造	鉄骨造	軽量 鉄骨造	木造
1	庁舎	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
2	事務所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
3	倉庫・物置	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
4	自転車置場・置場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
5	書庫	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
6	車庫	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
7	食堂・調理室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
8	陳列所・展示室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
9	校舎・園舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
10	講堂	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
11	給食室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
12	体育館	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
13	集会所・会議室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
14	公民館	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
15	保健室・医務室・衛生室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
16	脱衣室・更衣室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
17	保育室・育児室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
18	案内所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
19	寮舎・宿舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
20	洗場・水飲場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
21	浴場・風呂場	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
22	便所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
23	教習所・養成所・研修所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
24	温室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
25	小屋・畜舎	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
26	火葬場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
27	葬祭所・斎場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
28	霊安室・死体安置室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
29	焼却場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
30	塵芥集積所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
31	処理場・加工場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
32	監視所・観察所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
33	滅菌室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
34	濾過室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
35	計量器室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
36	ポンプ室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
37	ボイラー室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
38	配電室・電気室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
39	住宅	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
40	住宅付属建物	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22

※「新地方公会計制度実務研究会報告書」の別表B3に基づき作成している。

出典：財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)

出典：「統一的な基準による地方公会計マニュアル」より

(3) 更新費用推計の前提条件（インフラ資産）

[道路]

- ① 道路の耐用年数については、平成 17（2005）年度国土交通白書によると、道路改良部分は 60 年、舗装部分は 10 年となっていますが、更新費用の試算においては、舗装の打換えについて算定することがより現実的と考えられることから、舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年のそれぞれの年数を踏まえ 15 年とします。
- ② 道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備して行くため、路線更新状況を年度別に把握して行くのは困難です。そのため、分類ごとの整備面積を更新年数で割った面積を 1 年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【道路の分類別更新単価表】

分類区分	更新年数	更新単価
一般道路	15 年	4,700 円/㎡

※道路の更新費用推計は老朽化の状況（年度別更新費用）を反映した推計とはなっておりません。

[橋りょう]

- ① 更新年数は整備した年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新すると仮定します。
- ② 平成 27（2015）年度時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、平成 28（2016）年度から 5 年間に均等に割り当てます。
- ③ 橋りょうは、更新年数経過後に現在と同じ延べ面積等で更新すると仮定し、構造別年度別面積に対し、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【橋りょうの構造別更新単価表】

構造区分	更新年数	更新単価
橋りょう	60 年	448 千円/㎡

[上水道]

- ① 更新年数は整備した年度から法定耐用年数の 40 年を経た年度に更新すると仮定します。
- ② 平成 27（2015）年度時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、平成 28（2016）年度から 5 年間に均等に割り当てます。
- ③ 上水道は、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【上水道の管径別更新単価表】

管径区分	更新年数	更新単価
導水管・300 mm未満	40 年	100 千円/m

管径区分	更新年数	更新単価
//・300～500 mm未満	40年	114千円/m
//・500～1000 mm未満	40年	161千円/m
//・1000～1500 mm未満	40年	345千円/m
//・1500～2000 mm未満	40年	742千円/m
//・2000 mm以上	40年	923千円/m
送水管・300 mm未満	40年	100千円/m
//・300～500 mm未満	40年	114千円/m
//・500～1000 mm未満	40年	161千円/m
//・1000～1500 mm未満	40年	345千円/m
//・1500～2000 mm未満	40年	742千円/m
//・2000 mm以上	40年	923千円/m
配水管・50 mm以下	40年	97千円/m
//・75 mm以下	40年	97千円/m
//・100 mm以下	40年	97千円/m
//・125 mm以下	40年	97千円/m
//・150 mm以下	40年	97千円/m
//・200 mm以下	40年	100千円/m
//・250 mm以下	40年	103千円/m
//・300 mm以下	40年	106千円/m
//・350 mm以下	40年	111千円/m
//・400 mm以下	40年	116千円/m
//・450 mm以下	40年	121千円/m
//・500 mm以下	40年	128千円/m
//・550 mm以下	40年	128千円/m
//・600 mm以下	40年	142千円/m
//・700 mm以下	40年	158千円/m
//・800 mm以下	40年	178千円/m
//・900 mm以下	40年	199千円/m
//・1000 mm以下	40年	224千円/m
//・1100 mm以下	40年	250千円/m
//・1200 mm以下	40年	279千円/m
//・1350 mm以下	40年	628千円/m
//・1500 mm以下	40年	678千円/m
//・1650 mm以下	40年	738千円/m
//・1800 mm以下	40年	810千円/m
//・2000 mm以上	40年	923千円/m

[下水道]

- ① 更新年数は、整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定します。
- ② 平成27(2015)年度時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、平成28(2016)年度から5年間に均等に割り当てます。
- ③ 下水道は、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管種別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【下水道の管種別更新単価表】

管種区分	更新年数	更新単価
管径～250mm	50年	61千円/m
管径251～500mm	50年	116千円/m
管径501mm～1000mm	50年	295千円/m

(4) 図表内用語の説明

過去年度実績に関する用語	
既存更新分	投資的経費のうち、既存の公共施設の改修等更新にかけた実際の経費
新規整備分	投資的経費のうち、新規の公共施設等の建設等整備にかけた実際の経費
新規+既存 直近過去年度平均	過去年度にかけてきた、既存更新分と新規整備分の投資的経費の年平均実績額
既存更新 直近過去年度平均	過去年度にかけてきた、既存更新分の投資的経費の年平均実績額
推計以降に関する用語	
大規模改修	建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の一種以上について行う過半の修繕、模様替えのこと
積み残し（積残）	試算開始時点で、既に建物の更新時期（大規模改修・建替え時期）を過ぎているが、更新されずに残されている建物 【積み残し建替え】建替えの更新年度が試算開始以前である場合 【積み残し大規模改修】大規模改修の更新年度が試算開始以前である場合（ただし、およそ耐用年数の80%に相当する期間を経過している建物については、大規模改修は実施せずに建替えするものとし、大規模改修についての費用計上は行わない。）
年更新費用試算額	更新費用総額の試算期間40年間での年平均額

【長寿命化を実施した場合】

(5) 【令和5(2023)年度改訂】更新費用推計の考え方

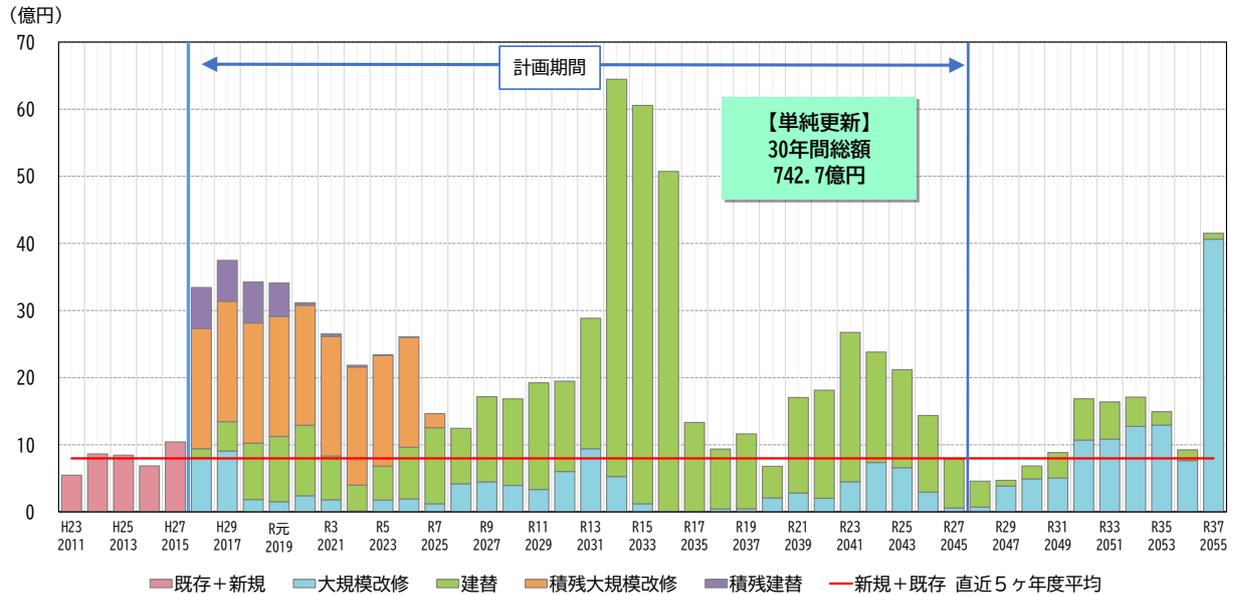
後述の表・グラフにて【長寿命化等】として積み上げる金額は、以下に示す個別施設計画などで試算した金額を根拠としています。

【長寿命化等更新費用の根拠資料】

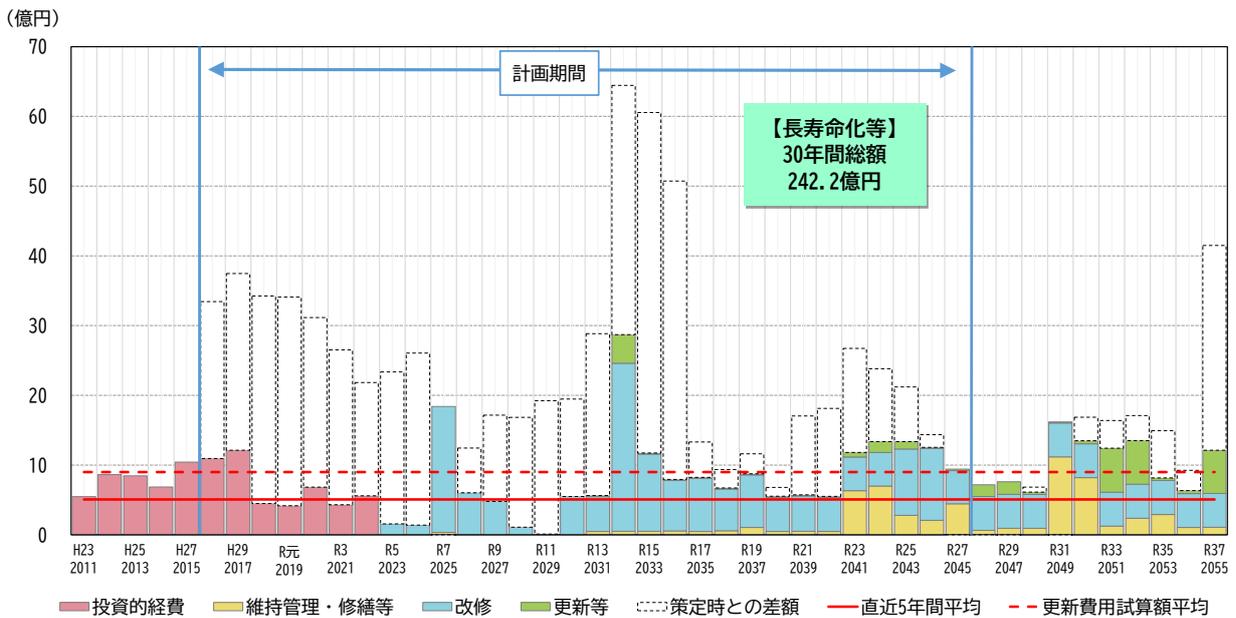
対象		根拠資料
普通会計 建物	公営住宅	津南町公営住宅等長寿命化計画（令和3年3月 建設課）
	公営住宅 以外	津南町公共施設個別施設計画（令和3年3月 総務課） ※計画期間外として平準化を行わずに積み上がっていた令和13（2021）年度の費用を以降の年度に均して使用
普通会計 インフラ	道路	社会資本総合整備計画（令和5年2月 ※県内市町村合同計画）
	橋りょう	津南町橋梁長寿命化修繕計画（令和2年3月 建設課）
公営事業会計 建物 ・インフラ	上水道	予算、決算から推計 ※令和15（2023）年度以降は令和14（2022）年度と同値を入力
	下水道	予算、決算から推計 ※令和15（2023）年度以降は令和14（2022）年度と同値を入力

(6) 公共施設の将来の更新費用

図 1-8 公共施設の更新費用試算（普通会計建物）



長寿命化等を実施したと仮定

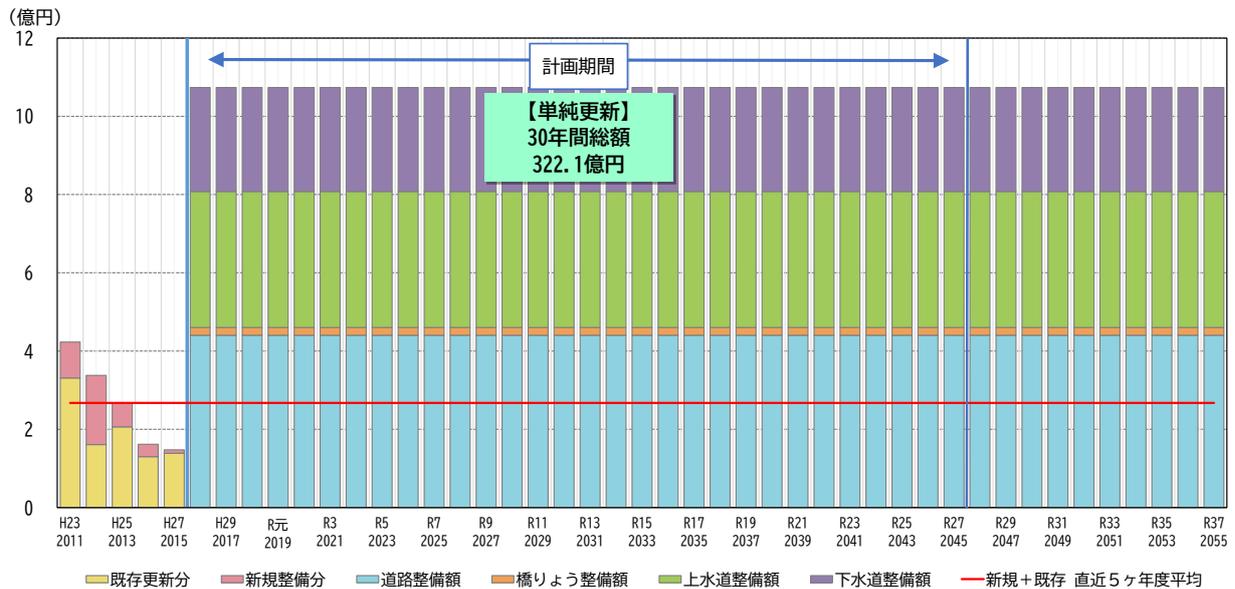


※あくまで現時点までの推計値であり実際に係る金額とは異なる場合があります。

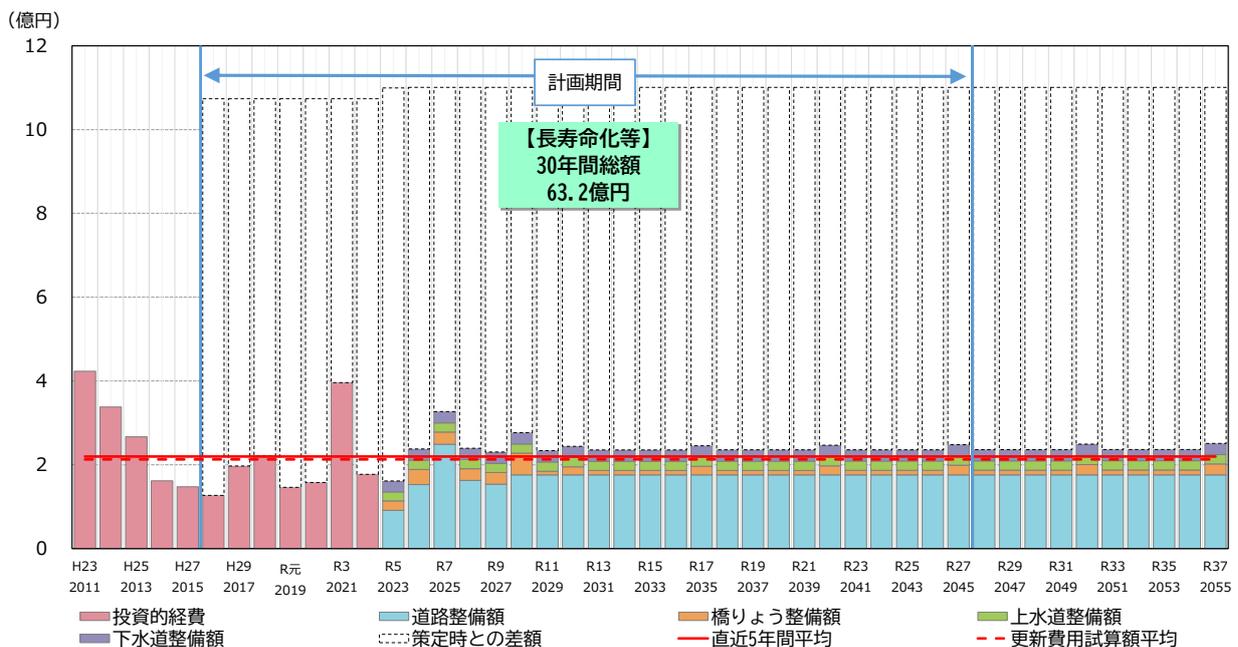
本町が保有する普通会計の施設を、耐用年数経過後に同じ規模（延床面積）で更新したと仮定した場合の計画期間30年間試算額742.7億円と比較して、個別施設計画で検討した長寿命化等の対策を実施したと仮定した場合の試算額は242.2億円（実績含む）となり、30年間で505.5億円の縮減が見込まれます。

(7) 公共施設等の将来の更新等費用

図 1-9 公共施設とインフラ資産の更新費用試算



長寿命化等を実施したと仮定

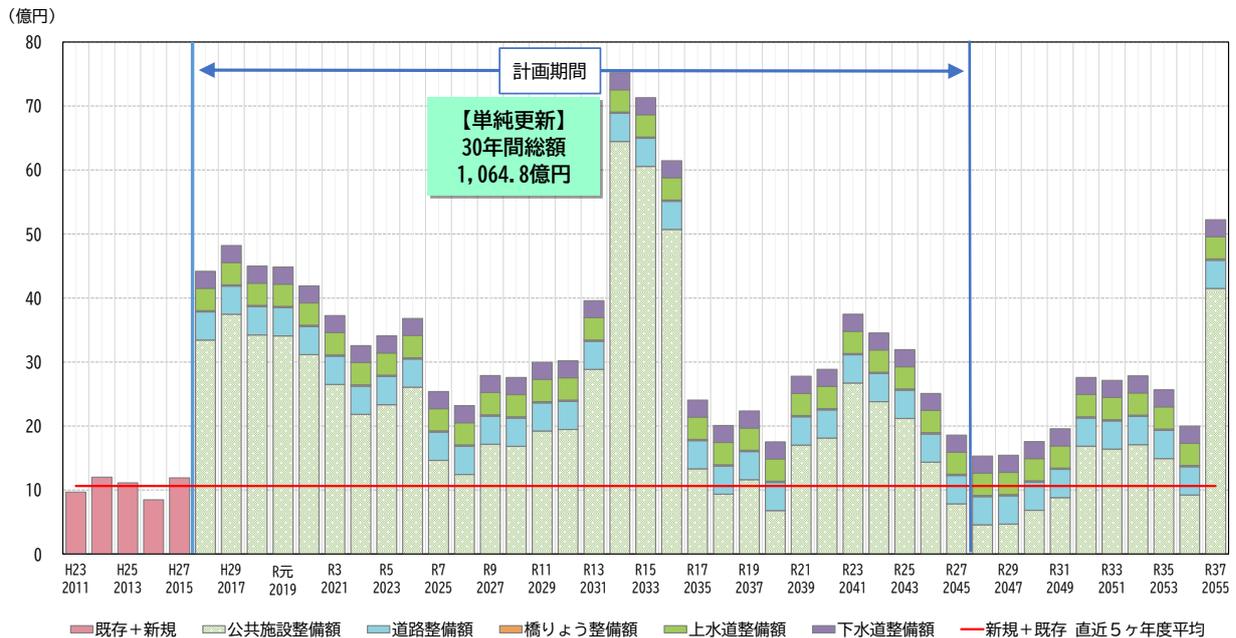


※あくまで現時点までの推計値であり実際に係る金額とは異なる場合があります。

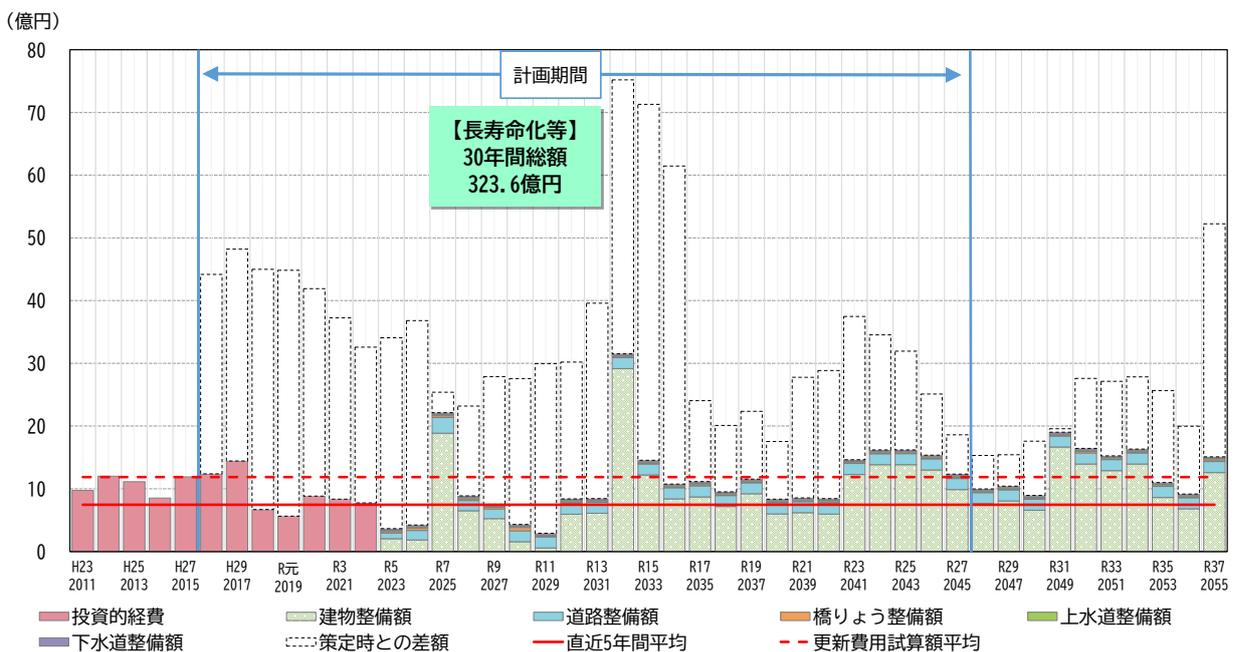
道路、橋梁、上水道、下水道などのインフラについても、耐用年数経過後に現在と同じ面積、延長などで更新したと仮定した場合の計画期間30年間試算額322.1億円と比較して、長寿命化等を実施したと仮定した場合の試算額は63.2億円(実績含む)となり、258.9億円程度の縮減が見込まれます。

(8) 公共施設等の将来の更新等費用

図 1-10 公共施設とインフラ資産の更新費用試算



長寿命化等を実施したと仮定



※あくまで現時点までの推計値であり実際に係る金額とは異なる場合があります。

公共施設とインフラ資産すべてを合計すると、計画期間30年間で741.2億円の縮減が見込まれます。各計画では上限を設定して費用を抑制することを考慮に入れている場合や、施設の廃止を想定している場合などもあるため、当初の単純に全てを維持する場合よりも費用縮減が見込まれる結果となりました。

6 歳入・歳出全体ベースでの財政推計

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の必要見込額や、これらの経費に充当可能な財源の見込額などを算出するにあたり、第1章4において過去の財政状況を分析するとともに、第1章5において公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の必要見込額を試算しました。

また、これらの経費に充当可能な財源の見込額を算出するために、以下のような主な前提条件を設定し、普通会計について歳入・歳出全体ベースでの財政シミュレーションを行いました。

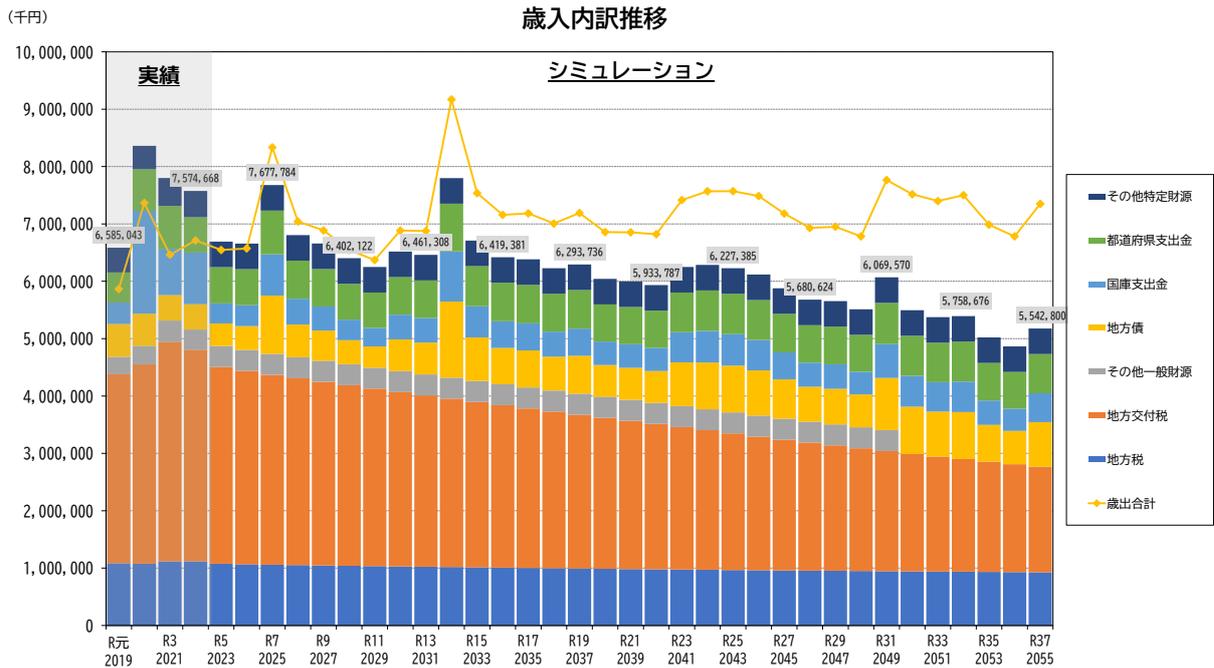
【歳入の主な前提条件】

- ・令和元（2019）年度から令和4（2022）年度の決算額を基礎とする
- ・個人町民税は生産年齢人口の減少に伴い減少させる
- ・地方交付税は人口の減少に伴い減少させる
- ・国庫支出金・県支出金は歳出のシミュレーションにおける投資と連動させる
- ・新型コロナウイルス関連額を除外する。

【歳出の主な前提条件】

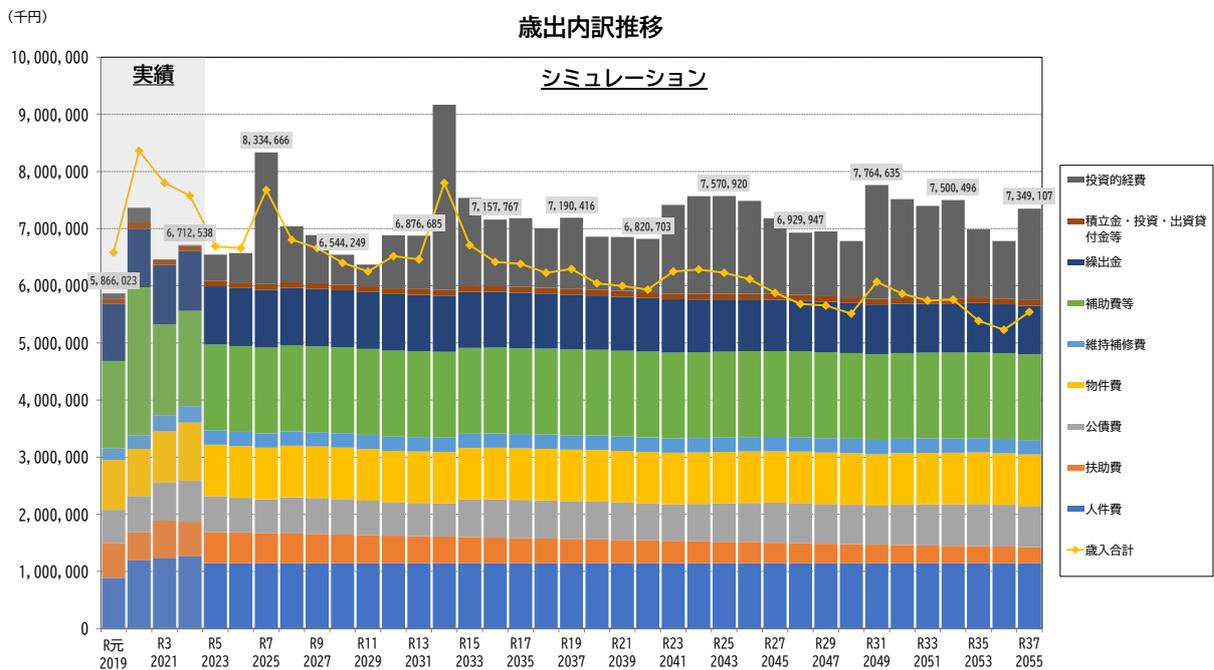
- ・令和元（2019）年度から令和4（2022）年度の決算額を基礎とする
- ・扶助費は対応する年代別にそれぞれの年代の人口増減に対応して増減を見込む
- ・公債費は歳入のシミュレーションで増加した町債についても反映させる
- ・新型コロナウイルス関連額を除外する。
- ・普通会計公共施設及び道路・橋りよの更新費用のみを対象とする
（上下水道事業及び病院事業は独立採算を前提とすることから対象外とする）
- ・公共施設等投資の前提は、前述の長寿命化等を実施したと仮定してシミュレーションを行う

図 1-11 歳入シミュレーション



歳入は、人口の減少が地方交付税や県支出金へも影響することが予想されるため、今後も減少することが見込まれます。

図 1-12 歳出シミュレーション



長寿命化等の対策を実施して施設更新に係る費用を縮減したとしても、人口減少等による減収により、令和 7（2025）年度頃から歳出超過になることが見込まれます。

※この推計は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるために実施するものであり、本町の財政運営をこの推計どおりに行っていくことを示すものではありません。

これらの歳入歳出の状況から投資に使用可能な金額を算出し、これを共施設投資の必要額と比較したものが下図になります。

【施設等関連費用に必要な金額】

歳入歳出シミュレーションで算出した維持補修費に、普通会計建物分更新費用試算額を加えた金額。

【施設等関連費用に使用可能な金額】

歳入歳出シミュレーションで算出した維持補修費と普通建設事業費に、余剰金（歳入歳出シミュレーションで算出した歳入合計額と歳出合計額の差分）を加えた額。

これによると、試算期間の令和5（2023）～令和37（2055）年度までの33年間において使用可能額が約135億円、必要額が約472億円で、約337億円（年あたり約10億円）の更新財源不足が見込まれます。

このうち、計画期間の令和27（2045）年度までの23年間で見ると、使用可能額が約135億円、必要額が約316億円で、約181億円（年あたり約7.8億円）の更新財源不足が見込まれます。

図1-13 公共施設投資の必要額と使用可能な金額の比較



※この推計は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるために実施するものであり、本町の財政運営をこの推計どおりに行っていくことを示すものではありません。

7 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

前項までは計画期間に必要な更新等費用を算出してきましたが、本項ではその中から、今後10年間（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）の経費の見込みを抜粋して整理しています。

表 1-3 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み
（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）¹⁰

（単位：百万円）

		維持管理・修繕 (①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年経過時に 単純更新した 場合(⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している 経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	156	6,735	425	7,316	8,243	24,150	-16,833	507
	インフラ施設(b)	298	1,057	577	1,932		4,601	-2,669	99
	計(a+b)	454	7,793	1,002	9,248		28,750	-19,502	606
公営事業 会計	建築物(c)	119	-	343	462	178	0	462	121
	インフラ施設(d)	190	-	298	488		6,137	-5,648	
	計(c+d)	309	-	642	951		6,137	-5,186	121
建築物計(a+c)		275	6,735	768	7,779		24,150	-16,371	628
インフラ施設計(b+d)		488	1,057	875	2,420		10,737	-8,317	99
合計(a+b+c+d)		763	7,793	1,644	10,199		34,887	-24,688	727

【備考】

- ※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設：道路、橋梁、農道、林道、河川、港湾、公園、護岸、治水、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などで、補修・修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。
（例）法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等。
- ※ 改修：改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。
（例）耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等：老朽化に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

公共施設等の維持管理・更新等に係る経費について、普通会計、公営事業会計ごとに経費の見込み及び長寿命化対策等の効果額等を示しています。一部暫定的な数値を含んでいます。

今後10年間（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）の経費の見込みは、長寿命化対策実施の合計（④）が101億円、単純更新した場合の合計（⑤）が348億円となり、10年間においては長寿命化等対策により246億円の縮減効果（④-⑤）が見込まれます。

¹⁰ ①～③および④はP23～25における長寿命化を実施した場合の見込み額、⑤は策定時の更新費用見込み額、普通会計の財源見込みはP28における施設等関連費用に使用可能な金額、公営事業会計の財源見込みはP22における予算、決算からの推計額（上水道については計画策定中のため未計上）、現在要している経費はP23～25で示す投資的経費直近5年平均を計上しています。

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 人口減少及び少子高齢化による町民ニーズの変化

津南町の人口は、昭和30(1955)年に21,909人を記録して以降、減少が続き、平成27(2015)年には10,029人まで減少しています。今後もこの傾向は継続することが考えられ、令和32(2050)年には6,670人まで減少することが推計されています。これと同時に、年少人口、生産年齢人口の減少及び老年人口の増加により、少子高齢化が見込まれています。

これらにともなう世代構成の変化により、子育て支援施設や学校教育系施設では余剰が発生し、高齢者を対象とした高齢福祉施設の需要が高まるなど、公共施設へのニーズが変化することが予想されます。また、地域によって人口の増減や年齢構成等の推移も異なることが見込まれます。このような状況変化に合わせた、施設規模の見直し、既存公共施設の活用や整備を通じ、町民ニーズに適切に対応する必要があります。

(2) 公共施設の老朽化

本町の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、1980～90年代にかけて整備が集中しています。旧耐震基準が適用されていた時期である昭和55(1980)年度以前に整備された施設は9.5%であり、旧耐震基準建物の割合は比較的少ないことがわかります。

しかしながら、平成2(1990)年度以前に建てられて建築から30年以上経過した施設が全体の7割近くあることから、安心・安全の観点から課題がある公共施設や老朽化が深刻な状況にある施設を適宜把握して、今後の人口動向、世代構成の変化を考慮し、その必要性を精査したうえで、今後のあり方を検討していく必要があります。

(3) 公共施設の更新需要の増大

長寿命化等を実施したと仮定した場合、実績値を含む計画期間30年間の更新費用総額は323.6億円で、そのうち令和5(2023)年度からの試算期間23年間における総額は259.5億円で1年あたり11.3億円となります。

直近過去5年間(平成30(2018)年度～令和4(2022)年度)にかけてきた金額は年平均7.5億円となっています。よって、長寿命化等を実施して費用を縮減した場合でも、公共施設の更新に係る支出がこれまでの1.5倍程度必要となる計算になります。

(4) 公共施設等にかげられる財源の限界

本町の町税収入は、ほぼ横ばいで推移しています。しかし、今後は生産年齢人口の減少等に伴って町税収入の減少が見込まれ、扶助費等の歳出は増加することが見込まれます。

また、整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用も毎年度必要となり、大規模修繕なども必要となります。このように、公共施設等の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

2 計画の目的

本計画は、本町において厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少などにより公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえて、町内全体の公共施設等の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画です。また、本計画で示された方針に基づき、今後、個別施設の再編整備計画を策定するなどして、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めていきます。

3 計画期間

平成 27 (2015) 年度時点で保有・管理する公共施設等を今後もすべて維持・更新すると仮定した場合令和 13 (2031) 年度以降、公共施設等の更新費用が一段と増大してくると推計しています。よって、それまでに本町における公共施設等の保有量を最適化し、財政負担の軽減・平準化を図っておく必要があることから、本計画においては令和 27 (2045) 年度までの 30 年間で計画の目安として設定します。

なお、本町を取り巻く社会情勢や、国の施策等の推進状況等を踏まえ、見直し等を図ります。

【計画期間】

平成 28 (2016) 年度から令和 27 (2045) 年度の 30 年間

4 計画の構成について

本計画においては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を、長期展望を示す基本構想として位置付けます。

また、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を、基本構想を実現するための基本計画として位置付けます。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・現在行っている定期点検を引き続き適切に行っていきます。
- ・公共施設マネジメントシステムで点検・診断等の実施結果を蓄積することで、点検・診断等の状況を全庁的に適時に把握していきます。
- ・施設間における保全の優先度の判断を行うにあたっては、劣化診断等を実施するなどにより、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握し、予防保全的な観点からの検討を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度を付けて、計画的に改修・更新します。
- ・維持管理を行っていくための財源を捻出するため、受益者負担の見直しを検討します。
- ・公共施設マネジメントシステムで、維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、今後の修繕に関する計画の策定に役立てます。

- ・今後も維持していく公共施設については、中長期的修繕計画を策定することを検討します。
- ・管理運営にあたっては、指定管理委託のほか、PPP/PFIの積極的な活用を検討します。
- ・新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進めていきます。

(3) 安全確保の実施方針

- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。
- ・安全の確保にあたっては、災害拠点かどうか、多くの町民の利用がある施設かどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。
- ・今後維持していくことが難しい施設については、町民の安全確保の観点から、早期での供用廃止といった措置を適切にとっていきます。

(4) 耐震化の実施方針

- ・災害拠点かどうか、多くの町民の利用がある施設かどうかなどの視点から、耐震化の優先順位を検討します。
- ・道路、橋りょう、上下水道等のインフラについても耐震化の検討を進めていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・地区ごとに公共施設の耐用年数到来年度を把握し、公共施設の更新の対応時期を把握します。
- ・町民とともに、大切に公共施設を取り扱っていくことで、少しでも長く公共施設を利活用していきます。
- ・個別施設のインフラ長寿命化計画の策定を進めていきます。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・誰もが安全に利用しやすい施設になるよう、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を参考にしながらユニバーサルデザイン化について検討します。
- ・ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが利用しやすい施設整備を目指します。
- ・誰もが使いやすいことを目指し、改修や建替え等を行う際には、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・公共施設等の将来の更新費用の試算結果として、そのための財源が不足していることが明確となりました。公共施設の総量縮減だけで、その財政的な対応をすることはできませんが、可能な限りの公共施設の縮減を進めていく必要があるということが明らかです。
- ・公共施設の総量に関しては、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針や財政推計及び直近4年間の更新費用実績額と今後見込まれる更新費用試算額との比較等によると3割程度の縮減が必要となっています。
- ・公共施設の見直しにあたって、総量縮減は財源確保の一つの手段であると捉え、単純な面積縮減とすることなく、既存の公共施設の状態にとらわれない、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行っていきます。

- ・当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなど、公共施設等とサービスの関係について十分に留意していきます。
- ・少子高齢化や人口減少などの人口動態の変化や町民ニーズを踏まえた再編を進めます。
- ・公共施設の多機能集約化（1つの公共施設に複数の機能を盛り込み、スペース効率の改善と機能間の連携性を高める取り組み）を検討します。
- ・近隣市町村との広域連携も考慮し、広域の観点から必要な公共施設等の保有量を検討します。
- ・インフラについても、必要性を十分に精査し、将来コストを見据えた保有量に抑えます。

(8) 脱炭素化の推進方針

- ・公共施設の新築・改修時などには、断熱性の高い建材の利用や、太陽光発電設備を導入するなどのZEB¹¹化を検討・推進し、省エネ性能向上を図ります。
- ・炭素貯蔵効果を高めるため、建築物への木材利用を促進していきます。

(9) 統合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・公共施設マネジメントシステムにより、公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理していきます。
- ・公共施設マネジメントシステムは、公会計管理台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めていきます。
- ・職員一人ひとりが、経営的視点を持って、全体の最適化を意識した公共施設マネジメントを行うため、研修会等を実施していきます。
- ・本町では、民間活力の活用を意図した指定管理者制度を導入してきましたが、再度検証を行い、町民サービスの向上に努めるとともに、導入していない施設については、同制度の導入について検討を進めていきます。

¹¹ Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。（環境省HPより引用）

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

【公共施設】

1 町民文化系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

【集会施設】

集会施設は、津南町公民館(ホール及び図書室を除く)と克雪管理センター(結束集落及び所平集落)、美雪町集落開発センターといった町民活動の拠点として位置づけられている施設です。

これらの施設は昭和50年代に建築され、老朽化が進行している施設が多くみられます。今後の更新を検討するにあたっては、集会施設は町民活動の拠点として位置づけを考慮し、町民と協議をしていく必要があります。

【文化施設】

文化施設は、当町で津南町公民館(ホール)のみとなっており、町内団体の行事・イベントや講演会等で利用されています。

当該施設は昭和60(1985)年度に建築され、建築から40年近く経過しています。平成27(2015)年度時点の調査ではフルコストは年間4,196千円となっている一方、収入は91千円となっており、運営方法の見直し等を検討していくことが必要となっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

【集会施設】

集会施設は、各集落における町民活動の拠点と位置づけ、必要な集会機能を確保していきます。津南町公民館は文化施設(ホール)及び図書室との複合を保ちつつ、町民が利用しやすい施設のあり方を検討していきます。また、克雪管理センターと美雪町集落開発センターについては老朽化が進行していることから、建替更新等について集落と協議をしていきます。

【文化施設】

津南町公民館(ホール)は、当町唯一の文化施設であることを踏まえ、適切に維持管理していきます。

2 社会教育系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

【図書館】

図書館は、当町で津南町公民館（図書室）のみとなっています。当該施設では、移動図書車による移動図書も実施しています。

【博物館等】

博物館は、船山集落に津南町歴史民俗資料館、卯之木集落に農と縄文の体験実習館「なじよもん」の2施設があります。これらの施設は苗場山麓ジオパークの拠点として位置づけられています。

当町の根幹施設であることから継続的な運営が求められており、利用者増によるコストの低減を実現するため、運営上の創意工夫が求められます。また、津南町歴史民俗資料館は老朽化が激しいため、早急な対応が求められています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

【図書館】

津南町公民館（図書室）は、当町唯一の図書館であることを踏まえ、適切に維持管理してまいります。

【博物館等】

両施設は、苗場山麓ジオパークの拠点と位置付けられており、施設の維持管理は重要であることから、苗場山麓ジオパーク事業の推進と併せて入館者の増加策を検討していきます。また、現在、廃校となった校舎を活用し、埋蔵文化財の収蔵庫及び埋蔵文化財の保存・活用の拠点施設を建設中です。

3 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

【スポーツ施設】

体育館は、町直営の津南町総合センターと運営主体が指定管理者のサンビレッジ津南の2施設あります。津南町総合センターはスポーツ少年団、サンビレッジ津南はゲートボールやテニス等の愛好者を中心に利用されています。

屋外運動場は、マウンテンパーク津南のクロスカントリースキー管理棟があり、クロスカントリースキーの練習や競技大会に利用されています。平成3（1971）年度に建築され、建築から50年以上経過しています。

厚生労働大臣認定の温泉利用型健康増進施設のクアハウス津南は、指定管理者に管理運営を委託しています。クアハウス津南には温泉施設や温泉プールがあり、年間を通して水泳や水中歩行等、健康づくりのために利用されていますが、オープン後30年以上が経過し、施設の老朽化により修繕経費が年々増加しています。

【レクリエーション施設・観光施設】

行政財産として管理されているレクリエーション・観光施設は、茶屋峠展望台の1施設です。

同施設は、マウンテンパーク津南第3グレンデの頂上に設置されており、そこから日本一の河岸段丘が望める施設となっております。同施設は昭和57（1982）年度に建築され、建築から40年以上経過しています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

【スポーツ施設】

体育館やプールなど町民が利用する施設については、利用状況などを考慮して今後の更新を検討していきます。特に、クアハウス津南の温泉施設は町民のいこいの場として、プールは水泳教室等の場として施設利用者は増加傾向にありますが、施設が老朽化していることから、早急に更新計画を検討する必要があります。屋外運動場については、適切に維持管理していきます。

また、「津南町公共施設個別施設計画（令和3年3月）」で検討した方針に則り、令和7（2025）～令和12（2030）年度の間に、津南町総合センターの長寿命化改修の検討を行います。

【レクリエーション施設・観光施設】

当該施設から望める河岸段丘は、苗場山麓ジオパークの要素の一つになっていることから、必要な維持修繕を行っていきます。

4 学校教育系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

【学校】

小学校は、昭和 31（1956）年に 22 校（分校含む）ありましたが、統廃合により令和 4（2022）年度現在で 3 校にまで減少しました。「津南町総合振興計画」等の方針に沿って小学校の適正規模及び適正配置を検討しています。

中学校は、昭和 31（1956）年に 9 校（分校含む）ありましたが、統廃合により令和 4（2022）年度現在で 1 校のみとなりました。

廃校となった学校のうち、現存しているものは 5 校あります。これらは近年閉校となった学校であり、今後の管理が課題となっています。平成 24（2012）年に閉校となった旧上郷中学校は、平成 27（2015）年に「上郷クローブ座」として生まれ変わりました。また、平成 22（2010）年度に閉校した旧三箇小学校も、都市住民との交流拠点施設として平成 28（2016）年度に一部改修を行いました。また、平成 26（2014）年度に閉校した旧外丸小学校も令和 4（2022）年度から企業に貸付するなど、利活用を開始しました。その他の学校も利活用を行う方向で検討していきます。

【その他教育施設】

給食センターは、津南中学校に併設されています。ここで作られた給食は、津南中学校と新潟県立津南中等教育学校前期課程の生徒に届けられています。

教員住宅は、津南小学校長住宅、津南中学校教員住宅、陣場下教員住宅 A 棟、陣場下教員住宅 B 棟、芦ヶ崎小学校教員住宅の 6 施設あります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

【学校】

小学校は、「津南町総合振興計画」に沿って、学校の適正規模及び適正配置を検討していきます。現在、津南小学校を除く 2 校で複式学級となっており、積上げ学習ができない、少人数のため団体の経験できないスポーツがある等の課題があることから、今後のあり方を検討していきます。

廃校となった学校は、上郷クローブ座や旧三箇小学校のように利活用を検討していきます。

また、「津南町公共施設個別施設計画（令和 3 年 3 月）」で検討した方針に則り、令和 3（2021）～令和 6（2024）年度にかけて旧中津小学校の改修工事、令和 7（2025）～令和 12（2030）年度の間、津南小学校および津南中学校の大規模改修や長寿命化改修の検討を行います。

【その他教育施設】

給食センターは、津南中学校と津南中等教育学校前期課程の生徒の教育上必要な施設のため、今後も適正な維持管理を行っていきます。

廃校になった学校の教員住宅は、原則として「子育て支援住宅」としての利活用を検討し、現存の教員住宅で利用者数が少ない施設は、運営方法の検討を行っていきます。

5 子育て支援施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

現在運営中の保育園は、町内に5箇所あります。少子化の影響で、平成28(2016)年度時点から1箇所が閉園となりました。小規模保育園が分散しており、今後さらに小規模になる見込みです。

園児数では、令和4(2022)年度時点でひまわり保育園が101人で最も多く、わかば保育園が23人で最も少なくなっています。1人当たりのコストでは、園児数が少ない保育園ほど高くなる傾向があり、運営方法の見直しを検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

保育園も小学校同様、集団生活を学ぶ大切な時期であり、平成25(2013)年には津南町保育園等のあるべき姿検討委員会から保育園の適正規模について答申されています。

小学校の統廃合及び適正配置を考慮した新施設の建設等を検討していきます。

また、「ひまわり保育園増築計画(令和2年4月)」にて方針を示し、「津南町公共施設個別施設計画(令和3年3月)」に記載した方針に則り、令和3(2021)～令和5(2023)年度にかけて、ひまわり・こぼと・北部保育園を統合するためにひまわり保育園の増改築工事を予定していましたが、入札不調などのため実施設計からの抜本的な見直しが必要となっています。

6 保健・福祉施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

【高齢福祉施設】

津南町高齢者生活福祉センターは、日常生活に支援が必要な高齢者に対して介護保険法に規定する通所介護や居住の場を提供しており、指定管理者として社会福祉法人が運営しています。高齢者コミュニティセンター「そだき苑」は、団体の会議や温泉利用等、高齢者の憩いの場として多くの方から利用いただいています。

【障害福祉施設】

いこいの家は、障害（生きにくさ）をもった人たちが、日中の自分の居場所作りとして、クラフト活動や個人活動、作業活動及び利用者同士のピアカウンセリング並びに生活相談等を行う「空間」です。

平成 30（2016）年度に設置された新しい施設です。

【保健施設】

津南町保健センターは、保健衛生事業と子育て支援事業の複合施設となっています。当施設は、昭和 60（1985）年度に保健衛生事業の施設として建築されました。その後、平成 18（2006）年度に同施設内に「子育て支援センター」が設置され、今日まで運営されています。

保健衛生事業としては、各種健康診査や育児相談、調理実習、食生活改善など幅広い用途に利用されています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

【高齢福祉施設】

高齢福祉施設は、高齢化に伴い需要の増加が見込まれますが、津南町人口ビジョン（平成 28 年 3 月）の推計によれば、令和 7（2025）年頃から老年人口が減少する見込みになっています。しかし、高齢者の憩いの場として、また通所や生活の場を通して、心身の健康保持及び心身機能の維持向上のために必要な施設であることから、施設の適切な運営を行っていきます。

【障害福祉施設】

いこいの家は、平成 30（2016）年度に設置された新しい施設のため、適切な維持管理を行っていきます。

【保健施設】

津南町保健センターは建築から 40 年近く経過しており、耐用年数到来年度は令和 17（2035）年度となっています。今後の更新については、他施設との複合化を視野に入れて検討していきます。

7 行政系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

【庁舎】

津南町役場庁舎は、昭和 56（1981）年度に建築し、40 年以上経過しており、令和 13（2031）年に耐用年数が到来します。庁舎のあり方や他施設との複合化の検討を進める必要があります。

【その他行政系施設】

その他行政系施設には、旧津南分遣所（水防倉庫）や岡倉庫、津南町役場車庫棟、除雪機格納庫が含まれます。

旧津南分遣所は、令和 17（2035）年に耐用年数が到来します。同施設は、災害時に必要な備品等が収納されており、町民の安全確保に必要不可欠な施設です。

岡倉庫は、当町の備品や行政書類等を保管している倉庫です。耐用年数はすでに過ぎており、別の既存施設への移動等の検討が必要です。

津南町役場車庫棟は、公用車の車庫棟です。車庫棟には、スクールバス 3 台、普通車 8 台、軽自動車 10 台が格納されています。平成 28（2016）年で耐用年数が到来しているため、更新を検討する必要があります。

除雪機格納庫は、町が保有する除雪車が格納されており、令和 6（2024）年に耐用年数が到来します。

(2) 管理に関する基本的な考え方

【庁舎】

当町は、地震等の災害が多い地域であるとともに、日本有数の豪雪地帯です。庁舎は災害対応の拠点となること等を踏まえ、安全性や利便性の向上を重視しつつ、他施設との複合化も含めて、長寿命化対策等を検討していきます。

【その他行政系施設】

その他行政系施設は、複合化できる施設は複合する方向で検討していきます。

8 公営住宅

(1) 現状や課題に関する基本認識

町営住宅は、町民の居住の安定と福祉の増進を目的として設置されており、施設は常に満室となっています。老朽化が著しい美雪町住宅は平成 21（2009）年から平成 28（2016）年にかけて 9 棟の建替えを行い、平成 29（2017）年には、大船住宅団地の建替え工事を行いました。

子育て支援住宅は、昭和 61（1986）年から平成 5（1993）年にかけて建築された教員住宅を利活用した施設です。耐用年数が過ぎた住宅もあり、今後ますます老朽化が進んでいきますので、今後のあり方を検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

町営住宅は、町民の需要が多い施設であること、子育て支援住宅は、子どもを安心して育てることのできる環境づくりを支援することを目的に設置した施設であることから、計画的に点検や改修を行いながら、適切に維持管理していきます。

また、「津南町公営住宅等長寿命化計画（令和 3 年 3 月）」に則り、総合的な判断や多様な世帯が住めるような団地計画での建替え実施と、長寿命化のための維持管理を実施していきます。

9 公園

(1) 現状や課題に関する基本認識

中津川運動公園は、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場が併設されています。また、同敷地内にはトイレや倉庫等の施設が設置されています。町民の健康増進等の目的で多くの町民から利用されています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

建築からまだ10年程度の比較的新しい施設ですが、定期的に点検や改修等を行いながら、適切に維持管理していきます。

10 その他

(1) 現状や課題に関する基本認識

その他施設は、普通財産を中心に数多くの施設が含まれます。今後利用することが見込まれない施設については、廃止を含め今後のあり方を検討していきます。一方、現在利用している主要施設についても、利用者数や維持管理費、老朽化度等を考慮し、あわせて検討する必要があります。

マウンテンパーク津南は、昭和 59（1984）年から平成 17（2005）年にかけて施設整備を行っており、公設民営の施設として運営しています。令和 13（2031）年に耐用年数が到来するため、今後のあり方を検討する必要があります。

リバーサイド津南は、駅に温泉がある珍しい施設です。鉄筋コンクリート造のため耐用年数到来年度はまだ先ですが、設備の老朽化は進んでおり、今後のあり方を検討していきます。

上郷クローブ座は、旧上郷中学校を利活用した「都市と地域の交流の場」を目指し平成 27（2015）年度に改修した施設です。

竜神の館は平成 7（1995）年に建築されました。令和 5 年度に源泉温度低下により、民間企業が管理から撤退したため、今後の施設の方向性を検討する必要があります。

ニュー・グリーンピア津南は、昭和 60（1985）年にグリーンピア津南としてオープンし、平成 17（2005）年に年金資金運用基金から町へ譲渡され、同年 10 月に公設民営でニュー・グリーンピア津南としてリニューアルオープンしました。当町最大の宿泊施設であり、また各種イベントを実施しています。特につなん雪まつりでは、スカイランタン打ち上げ会場として、町外から大勢の観光客が来町します。今後は、運営方法を優先的に検討し、更新については慎重に検討する必要があります。

萌木の里と結束ふるさと資源活用施設「かたくりの宿」は、秋山郷にある温泉施設です。秋山郷の観光振興の施設と位置付けられていますが老朽化が進んでいます。苗場山麓ジオパークが認定され、大地の芸術祭との連携も踏まえて、今後のあり方を検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

今後利用することが見込まれない施設は、適切な管理を行いながら計画的に解体します。

マウンテンパーク津南は、新しい民間事業者に委託したばかりですので、当面は状況を見ながら今後の建物更新を検討します。スキーリフト等の付帯施設は、教育面での必要性和維持費を勘案しながら検討を行います。

リバーサイド津南、萌木の里、かたくりの宿は、各施設が持つ温泉の配管設備の老朽化で維持費がかさんでいる一方、利用者が減少していることから、長期的・抜本的な対策を検討します。

上郷クローブ座は、上郷地区の文化拠点施設として維持していくとともに、利用率を上げるための運営方法について検討していきます。

ニュー・グリーンピア津南は、今後も観光面での重要な牽引施設であることから、国県の補助制度等を活用し、施設の更新を順次行っていきます。

【インフラ】

1.1 道路

(1) 現状や課題に関する基本認識

山間地域を多く抱える本町において、道路は重要な生活インフラを兼ねています。道路の老朽化が交通の安全性に関わるため、パトロールや定期的な点検、適切な維持管理を行っていく必要があります。

しかしながら、今後の維持管理等に伴う負担は重くなることを見込まれるため、交通量等や通学路の交通安全対策も含め今後の整備を検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

今後も町道の整備は、本町の財政状況を踏まえ、緊急性や重要性等を勘案して整備を行っていくこととします。また、既存の町道については、地域・沿道の利用状況等や、通学路の安全確保も踏まえて維持・修繕や今後の方針を検討していきます。

維持管理については、トータルコストの縮減を目指して、計画的かつ予防保全的な取り組みを行い、道路利用者の安全確保等に努めます。

また、「社会資本総合整備計画」に基づき、防災・防雪及び交通安全対策等の整備により道路機能強化などを進めます。

1.2 橋りょう

(1) 現状や課題に関する基本認識

本町は橋りょうを 65 橋有し、今後急速に老朽化が進展する見通しであり、更新に伴う負担は重くなることを見込まれるため、令和 5（2023）年 3 月に策定した「津南町長寿命化修繕計画」に基づき、本町の財政状況を踏まえ、計画的かつ適切な維持管理に努める必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

橋りょうについては、5 年に 1 回の頻度で近接目視による点検を行い、健全性を評価します。緊急性や重要性等を勘案し、「津南町長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防保全的な取り組みを行い橋りょうの長寿命化を図るとともに、道路利用者の安全確保等に努めます。

1.3 上水道（簡易水道）

(1) 現状や課題に関する基本認識

本町は水道施設を多数有しており、昭和 30 年代～40 年代に創設した古い施設が多くあります。下水道事業その他の事業との同時施工により管の更新と管網の整備を進めてきましたが、配水池、水源取水施設においては老朽化が進行しています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

水道は町民生活に直結する重要なインフラであり、水道水の安定的な供給を図るべく、アセットマネジメントを実践し、効率的な施設の更新・耐震化を行います。また、定期的な施設の点検・修繕を実施し、安定した維持管理に努め、遠方監視装置等の整備を推進し、異常・故障等の早期対応を心がけ水道水の安定供給に努めます。

14 下水道（農業集落排水施設を含む）

(1) 現状や課題に関する基本認識

本町の下水道施設は平成 22（2010）年にほぼ完成し、農業集落排水施設は平成 17（2005）年度に完成しており、污水处理施設は 8 施設を有しています。管渠においては、主に塩ビ管を使用しているため耐用年数は長くなっていますが、污水处理施設は、今後、大規模更新の時期を迎えることとなります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

下水道・農業集落排水施設は町民生活に直結する重要なインフラであるため、適正な維持管理、修繕・更新等を実施し、施設の機能維持と処理経費の縮減に努めます。また、污水处理計画の見直しを行い、併せて長寿命化計画を策定し、計画的・効率的な更新・修繕事業を行い安定した維持管理に努めます。

また、「津南町下水道ストックマネジメント計画（令和 5 年 3 月）」に基づき、状態監視保全、時間計画保全、事後保全を進めていきます。

15 病院

(1) 現状や課題に関する基本認識

病院事業会計では、津南病院と医師住宅を保有しており、施設の老朽化が進んでいます。建物や施設等の改修、更新の必要性は非常に高いものの、厳しい経営状況のため財源確保が困難な状況です。

(2) 管理に関する基本的な考え方

地域医療需要や財政状況を考慮し、地域医療に貢献できるよう、必要な機能を確保するための修繕を行い、施設の老朽化対策の検討を進めます。

第4章 フォローアップの実施方針

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

- ・公共施設に関する情報はデータベース化し、固定資産台帳などとあわせて総務課で一元的に管理する体制とします。公共施設の利用状況などは、各施設所管課により適時にシステム入力を行い、公共施設の現状をいつでも把握できる状態とします。
- ・本計画の着実な推進にあたっては、課長会議において全庁的な取組体制をとり、公共施設の効率的な配置の検討審議等を継続的に行っていきます。

2 フォローアップの進め方について

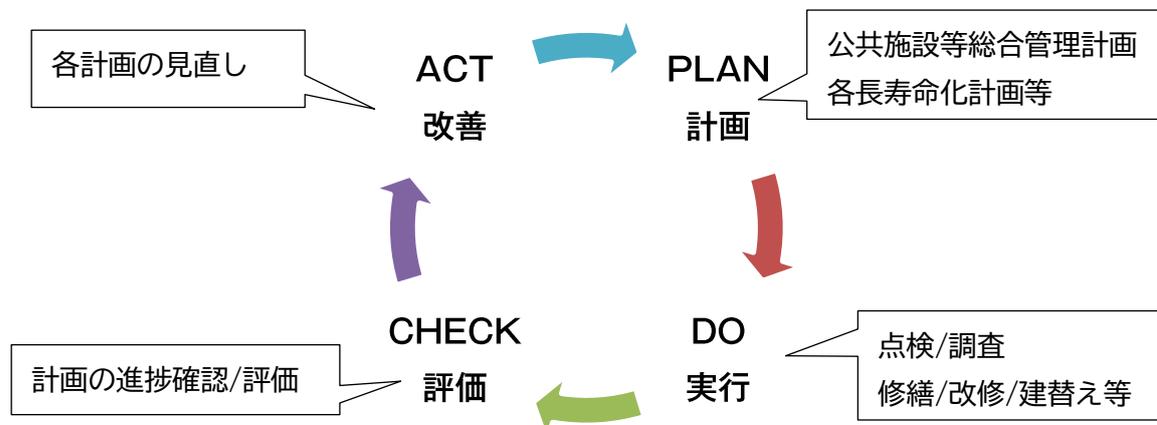
- ・本計画で示した「公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、定期的に評価を実施していきます。
- ・計画の進捗状況や社会環境の変化に対応した見直しを行っていきます。
- ・基本計画として位置づけられる本計画に沿って、今後個別施設の再編整備計画を策定し、具体的な取り組みを進めていきます。

3 町議会や町民との情報共有について

- ・本計画の進捗状況については、随時町民への情報公開や町議会への報告を行います。
- ・本計画を踏まえた個別施設の再編整備計画などの策定にあたっては、町議会や町民との協議を重ねていきます。
- ・本計画に基づく施設の整備にあたっては、地域や町民のニーズをくみ取りながら進めていきます。

4 PDCA サイクルの推進方針

計画の推進にあたり、各種計画の内容が実行されたかを評価し、この結果に基づき公共施設等総合管理計画の改訂を行います。社会情勢及び経済情勢の変化に柔軟に対応するため5年おきに見直しを行います。



津南町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月 策定

令和 6 年 月 改訂

編集・発行 津南町 総務課 企画財政班

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地

【TEL】 025-765-3112 (直通)

【HP】 <http://www.town.tsunan.niigata.jp>

